

第3次高知県犯罪のない 安心安全まちづくり推進計画



平成 29 年 3 月

高 知 県

はじめに

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、県民生活の基盤となるものです。

県では、この実現に向けて、平成19年4月に、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、取組を総合的、計画的に進めるため、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、関係機関や団体等と連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、本県における刑法犯の発生件数は年々減少しており、県内の治安情勢は着実に改善しています。

しかし、依然として児童への声かけや特殊詐欺の被害が発生する等、子どもや高齢者が被害者となる事件は後を絶たない状況にあります。

また、最近では、被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、多くの人がインターネット空間を挙げているといった現状もあります。

こうした課題や現状を踏まえ、平成29年度からの新たな5か年計画として、「第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発や高齢者、障害者、子ども、女性の見守り活動などの取組を進めてまいります。

計画を実効あるものとするためには、行政をはじめ、県民、事業者、地域活動団体が連携し、協力し合いながら、絆で結ばれた安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが不可欠でありますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

高知県知事 尾崎 正直

第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の概要

計画の基本的な考え方

- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年4月1日施行)に基づき策定。
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための県の行動計画。
- ・第1次計画は平成19年に策定。(5年ごとに改訂)
- ・第3次計画の計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間。
- ・外部の委員で構成する高知県安全安心まちづくり検討会の意見を計画に反映。
- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議が計画の進捗管理を行う。

計画策定の背景

【高知県の現状】

- ・平成27年国勢調査による本県の人口は728,276人。平成22年調査時から36,180人減少。高齢化率は32.8%で、全国平均の26.6%を大きく上回っている。(平成27年10月1日現在)
- ・地域の支え合いの力が弱まっている、と感じている人の割合は45.7%。(平成26年度県民世論調査)
- ・7割以上の人が、本県は治安が良く安全で安心して暮らせる県だと考えている。(平成27年度警察県民世論調査)
- ・自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、路上に次いで多くの人がインターネット空間を挙げている。(平成27年度警察県民世論調査)
- ・暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出している。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっている。
- ・30年以内に70%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれており、大規模災害発生時の犯罪にも備えた取組が必要。

【第2次計画の成果と課題】

- ・本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に8年連続して減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けている。

※高知県警察犯罪統計資料

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全 国	2,950,850	1,908,838	1,818,023	1,703,044	1,685,855	1,480,750	1,382,121	1,314,140	1,212,163	1,098,969
高知県	10,902	11,265	10,439	9,751	8,889	8,007	7,082	6,530	5,710	5,664

- ・ただし、刑法犯全体に占める高齢者に対する刑法犯の割合が増加(H23:8.4%→H27:14.4%)
- ・侵入盗や乗り物盗等の街頭犯罪等は、刑法犯全体の約4割を占めている。
- ・住宅対象の空き巣や忍込み等の被害のうちの多くは、無施錠の玄関や窓から侵入されたもの。(平成27年中 172件/226件 県警犯罪統計)
- ・乗り物盗や車上ねらいの被害のうちの7割以上は鍵をかけていない時に被害に遭っている。
- ・刑法犯のうち約6割が、道路や駐車場、公園などの公共の場所や住宅といった身近な場所で発生している。(H27年中)
- ・子どもに対する声かけ事案等は、誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい等」、「わいせつ目的」が全体の半数以上を占め、小学生に対する発生が多い。
- ・特殊詐欺の被害総額は毎年1億円超と高額であり、また新たな手口も編み出されている。
- ・平成27年度に女性相談支援センターが行った一時保護のうち、DVを理由とするものが全体の約7割を占め、また若者のデートDVに対する意識が低い。
- ・平成27年度の児童虐待の認定件数は379件であり、統計を取り始めてから最多となった。
- ・平成26年度の高齢者虐待と認められた件数は90件であり、前年度から32件増加。
- ・平成27年度の障害者虐待(使用者による虐待を除く)と認められた件数は20件であり、前年度から11件増加。
- ・本県の少年の非行率は全国の非行率より高く、また非行の低年齢化が危惧される状況。

【第3次計画における重要な取組】

第2次計画では、5つの重点目標を定め、これに基づく様々な取組を行ってきた。その結果、本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けている。その一方で、上記のような課題も多く残っているため、第3次計画では、第2次計画の基本的な枠組みは継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した以下の重要な取組を実施していく。

- 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
・防犯活動におけるリーダー等の養成 ・自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発
- 2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
・地域における推進体制の活動支援 ・サイバー空間における犯罪被害の抑止 等
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
・高齢者、障害者、女性、子どもの見守り活動の促進 ・子どもの安全を確保する人材の確保 等
- 4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
・公共の場所における防犯カメラの設置促進 ・深夜小売店舗との連携強化 等
- 5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
・大規模災害に備えて市町村、防犯活動団体への継続支援
・自主防災組織等の研修会を通じ防犯活動への参画を促進

第3次計画の取組体系

【計画期間:平成29年度から平成33年度の5箇年】

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

【基本的方針1 県民一人ひとりの防犯意識を高める】

- ①広報・啓発の充実・・・広報紙やラジオによる広報、啓発及び条例等の情報提供等を行う。 ②犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

【基本的方針2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する】

- ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進・・・各職域団体と情報共有の機会を拡充する。 ③防犯活動団体に対する支援 ④防犯活動を担うリーダーの育成 ⑤事業者による活動の促進 ⑥高齢者による活動の促進 ⑦幅広い世代の地域活動への参画の促進

暴力のない社会の実現

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

【基本的方針1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる】

- ①広報・啓発の充実 ②全県的な推進体制の強化 ③地域における推進体制づくりに対する支援 ④市町村に対する支援 ⑤暴力団を許さない社会づくりに対する支援・・・行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援する。

【基本的方針2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる】

- ①ネットワークづくり・・・見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。

社会全体におけるセキュリティ意識の向上

【基本的方針3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する】

- ①広報・啓発の充実・・・サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。 ②情報共有の促進・・・産業界、学術機関等が持つ対処経験を全体で蓄積、共有する。 ③サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成・・・学校と連携し、情報セキュリティ等の素養がある人材の確保、育成を推進する。

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

【基本的方針1 学校等における児童等の安全を確保する】

- ①児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 ②安全確保体制づくりの促進・・・危機管理マニュアルを実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。 ③児童等の見守り活動等の推進 ④児童等への安全教育的充実 ⑤防犯環境整備の促進

【基本的方針2 通学路等における児童等の安全を確保する】

- ①児童等の安全確保のための指針の周知及び助言 ②児童等の見守り活動等の促進・・・登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。 ③環境整備の促進

【基本的方針3 子どもの安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実 ②子どもたちを健やかに育てる取組・・・虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。

【基本的方針4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実・・・虐待やDVを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DV加害者、被害者を生みださないための予防教育を充実する。 ②高齢者の見守り活動の推進・・・特殊詐欺等の被害に遭わないための防犯教室等を開催する。 ③障害者の見守り活動の推進 ④女性の犯罪被害回避に関する取組

【基本的方針5 観光旅行者等の安全を確保する】

- ①安全情報の提供・・・外国人観光客等に対する安全情報の提供。 ②従業員等に対する防犯教育の促進

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

【基本的方針1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する】

- ①道路等の構造、設備等に関する指針の周知 ②道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 ③防犯カメラの設置の促進・・・市町村、事業者等が行う防犯カメラの設置に対する補助。

公共の場所などにおける犯罪防止

【基本的方針2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する】

- ①住宅の構造、設備等に関する指針の周知 ②住宅の安全に関する情報の提供 ③公営住宅の防犯指針に基づく整備

【基本的方針3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する】

- ①金融機関に対する啓発 ②深夜小売店舗に対する啓発

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

【基本的方針1 市町村による災害時の防犯対策を支援する】

- ①地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 ②地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発 ③発生前の備え及び発生後の対応への支援

【基本的方針2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する】

- ①防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 ②自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

目標数値

- ・あんしんFメール登録者数 14,500名 ・防犯活動団体の活動内容等の公表件数 100件
- ・危機管理マニュアルの策定率100% ・危機管理マニュアルの改訂率 100% ・すべての学校等の安全点検の実施率 100%
- ・(小学校)地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率 100% ・小学校の通学路の安全点検の実施率 100%

県民や本県を訪れる人すべてが、安全で安心して暮らし、滞在することができる高知県

目 次

第 1 章	計画の基本的な考え方	
第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	県民の意見の反映	1
第 3	計画の期間	1
第 4	数値目標の設定	2
第 5	進行管理	2
第 2 章	計画策定の背景	
第 1	高知県の現状	3
第 2	第 2 次計画の成果と課題等	9
第 3	第 3 次計画における重要な取組	29
第 3 章	計画の目標及び基本的な方向	
第 1	計画の基本目標	32
第 2	計画の基本的な方向	32
第 4 章	具体的な取組事項	
第 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標 1）	36
第 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標 2）	41
第 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標 3）	46
第 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標 4）	54
第 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する（重点目標 5）	57
第 5 章	数値目標	
第 1	目標数値	59
第 2	状況確認指標	60
【参考資料】		
参考資料 1	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例	62
参考資料 2	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例に基づく防犯指針	
	「学校等における児童等の安全の確保のための指針」	67
	「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」	70
	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」	73
	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」	77
参考資料 3	高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況	
	高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿	86
	高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿	86
	検討会及び庁内推進会議の開催状況	87

※本計画に記載する担当課名は、平成28年度のものであります。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり※¹を進めることを基本として、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画です。

県は、第1次計画を平成19年度から平成23年度までの間、第2次計画を平成24年度から平成28年度の間の各5年間、知事部局、教育委員会、警察が連携して、県民の防犯意識の向上や子ども、高齢者等の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、新たに計画（以下、「第3次計画」という。）を策定することとしました。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、またその活動に尽力されている団体や個人から構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントにより県民の皆さんからのご意見などをいただいて策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり…条例第2条に規定する

- (1) 地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動
- (2) 県、市町村及び県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含みます。）をいいます。

第4 数値目標の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「目標数値」を設定し、取組の効果を測定するとともに適切な評価・検証につなげていきます。

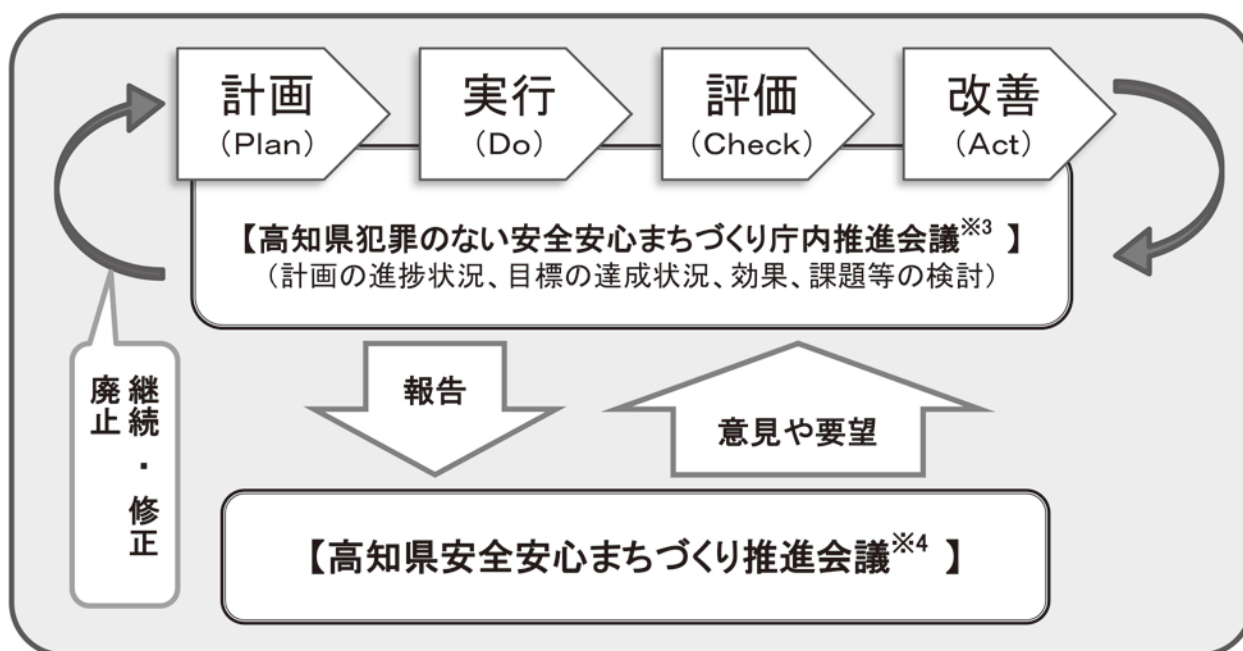
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進捗管理

この計画の進捗管理は、PDCAサイクル^{※2}によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「目標数値」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル…計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議…犯罪のない安全安心まちづくりを全庁あげて総合的、かつ効果的に推進するため、県の知事部局と高知県教育委員会、高知県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議…高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基き、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的に設置された体制です。

第2章 計画策定の背景

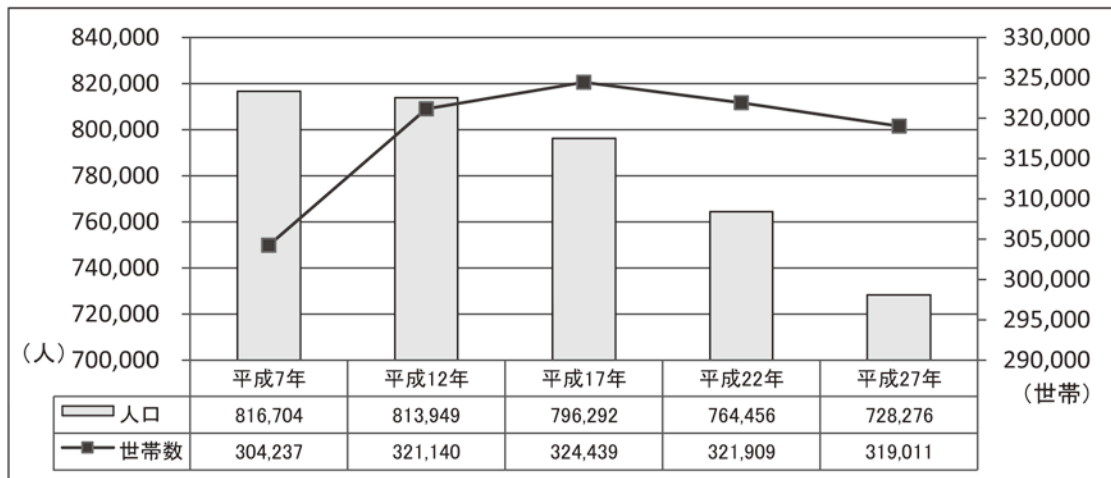
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）によると、本県の人口は、平成22年調査時の764,456人より36,180人減少した728,276人です。

人口減少率は、4.7%で、この数値は、昭和40年の4.9%に次ぐ、2番目の高さとなっており、今後の高知県にとって厳しい数値といえます。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



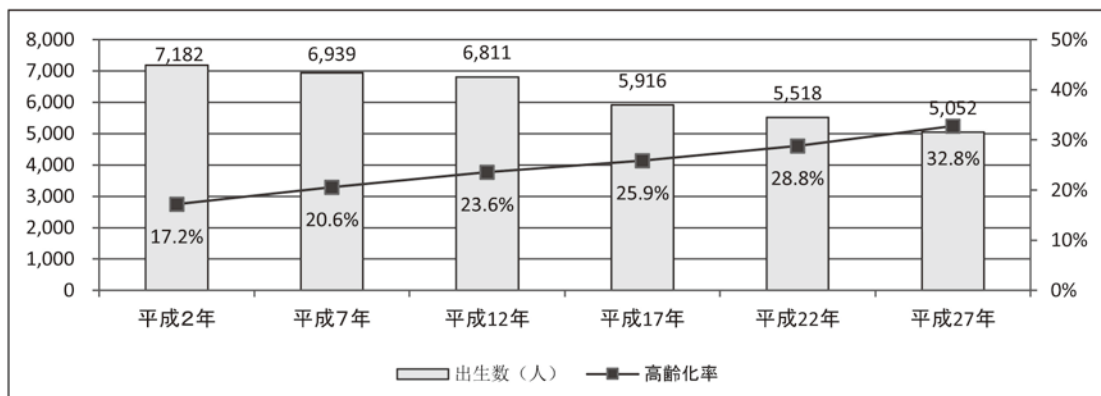
出典：総務省「国勢調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、平成26年に過去最低の5,015人、平成27年に5,052人とやや盛り返しましたが、減少傾向に変わりなく厳しい状態が続いています。

一方、平成27年度国勢調査によると、本県の高齢化率^{※5}は、平成27年に32.8%で、平成22年の28.8%からさらに高齢化が進んでいます。また、全国平均の26.6%を大きく上回っています。

図3 高知県の出生数及び高齢化率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」(出生数)
総務省統計局「国勢調査」(高齢化率)

※5 高齢化率…65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

3 県民の意識調査

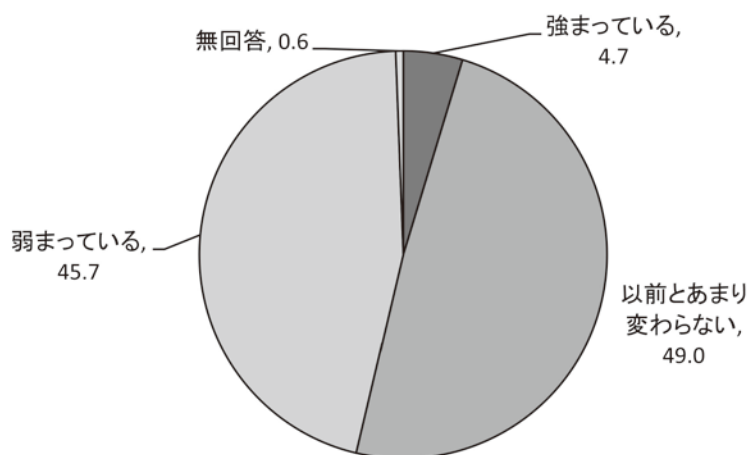
県では、県政に対しての関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しており、また県警では、意見、要望を把握し、警察行政を推進するうえでの基礎資料とするため、「警察県民世論調査」を平成27年度に実施しました。

両調査により、安全・安心の確保や地域での支え合いの力の低下、治安が良くなっていると感じる人が多くない等、今後の課題や県民の意識が明らかになりました。

(1) 支え合いの地域づくりについて(平成26年度県民世論調査)

(問) 地域の支え合いの力は以前と比べてどうなっていると感じますか？

(結果) 「弱まっている」が、45.7%、「強まっている」はわずか4.7%となっており、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことが分かりました。

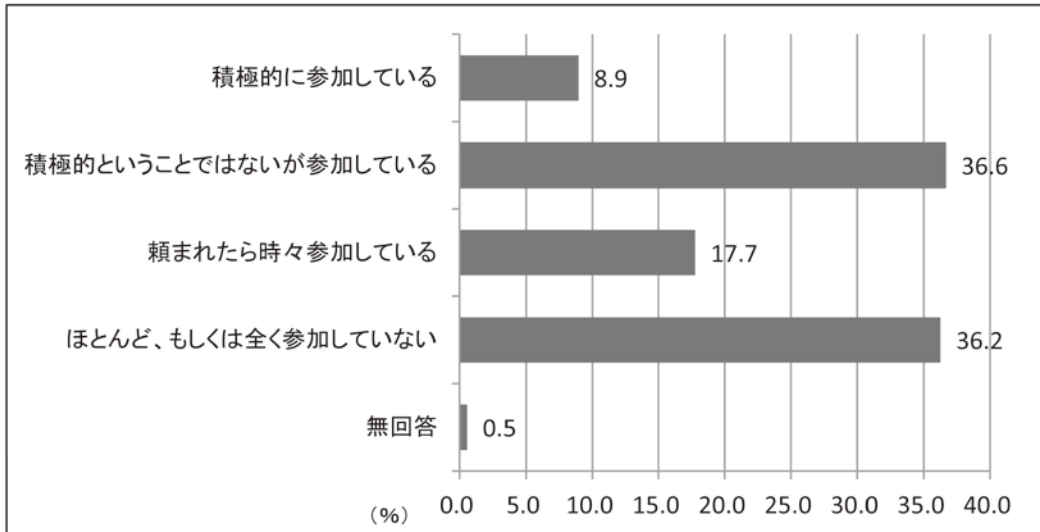


単位: %
(回答者数 1,502人)

(2) 地域活動への参加（平成26年度県民世論調査）

（問） あなたは現在、地域での活動に参加していますか？

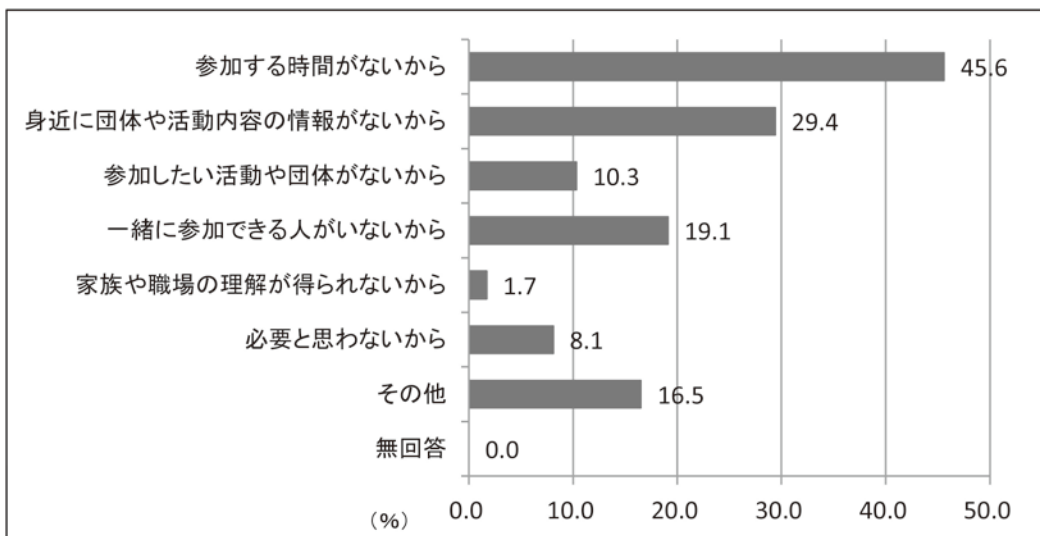
（結果） 6割以上の人が、少しでも地域活動に参加しているという回答でした。



（回答者数 1,502人）

（問） 地域での活動に参加していない理由は何ですか。

（結果） 「参加する時間がないから」が45.6%「身近に団体や活動内容の情報がないから」が29.4%と、理由の多くを占めています。

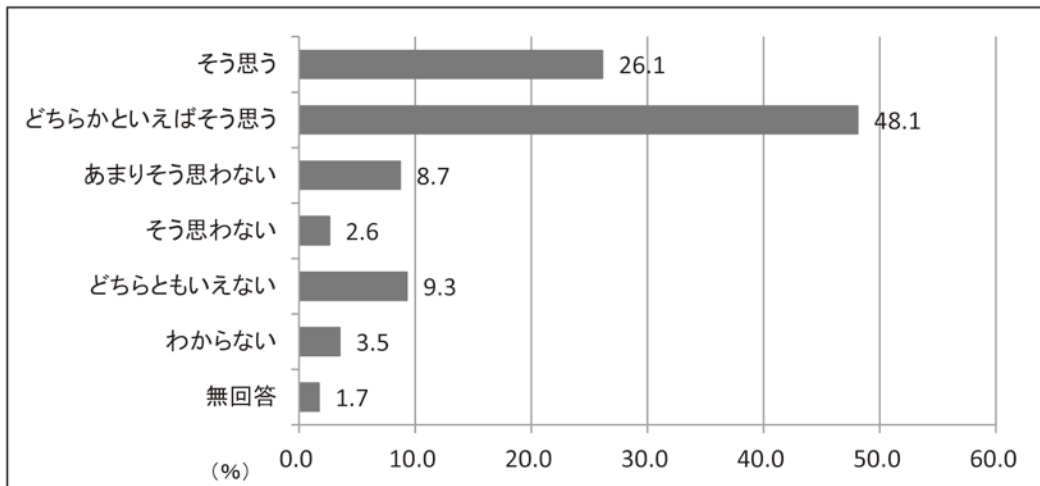


（回答者数 544人）

(3) 治安に関する認識（平成27年度県警県民世論調査）

（問） あなたは、現在の高知県が、治安が良く、安全で安心して暮らせる県だと思えますか。

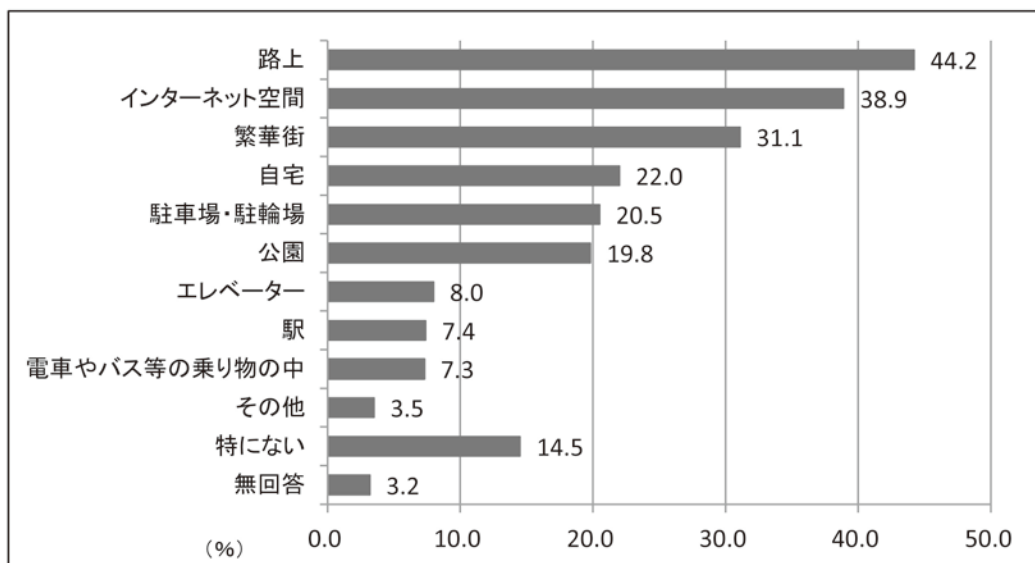
（結果） 7割以上の方が、高知県は治安が良く、安全で安心して暮らせる県だ、と考えています。



（回答者数 1,863人）

（問） あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。（複数回答）

（結果） 「路上」が最も高く、次いで「インターネット空間」「繁華街」と続いています。



（回答者数 1,863人）

4 暴力団を許さない社会づくり

暴力団員等（構成員及び準構成員）数は、近年減少を続け、平成27年は約120人でした。

しかし、暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっているため安心して暮らせる取組が必要です。

表1 暴力団員等数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
暴力団員等	約240人	約190人	約170人	約150人	約120人

出典：高知県警察組織犯罪対策課調べ

5 南海トラフ地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

県では、今後30年以内で70%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震については、現在、第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、ハード・ソフトの両面から対策を進めています。

特に、第2期南海トラフ地震対策行動計画の取組により見えてきた8つの課題については、重点的に取り組むべき課題として位置付け、全力で取り組んでいるところです。

ひとたび災害が発生すれば、東日本大震災の例を見るまでもなく、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害も予想されます。

そこで、災害の発生により起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

県全体世帯数	351,571 世帯
自主防災組織に加入している世帯数	328,062 世帯
自主防災組織数	2,773 組織
組織率	93.3 %

表2 自主防災組織の結成数
(平成28年4月1日現在)

出典：高知県南海トラフ地震対策課調べ

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の発生そのものは減少しているものの、窃盗犯の中で、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加し、発生直後には、放置車両等からガソリンの抜き取りや、ガソリンスタンドでの給油をめぐるトラブルも発生しています。

表3 被災3県における刑法犯認知状況

(単位:人)

	平成22年3月から6月	平成23年3月から6月	増 減
刑 法 犯 認 知 総 数	17,185	14,088	－3,097
凶 悪 犯	100	68	－32
粗 暴 犯	654	542	－112
窃 盗 犯	12,826	11,132	－1,694
(侵 入 盗)	1,880	2,161	＋281
(非侵入盗)	6,858	5,428	－1,430
(乗り物盗)	4,088	3,543	－545
知 能 犯	600	328	－272
風 俗 犯	134	86	－48
そ の 他	2,871	1,932	－939

出典:警察庁ホームページより



被災地で活動する本県警察官



東日本大震災で被災した山元町

※7 被災3県…平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

第2 第2次計画の成果と課題等

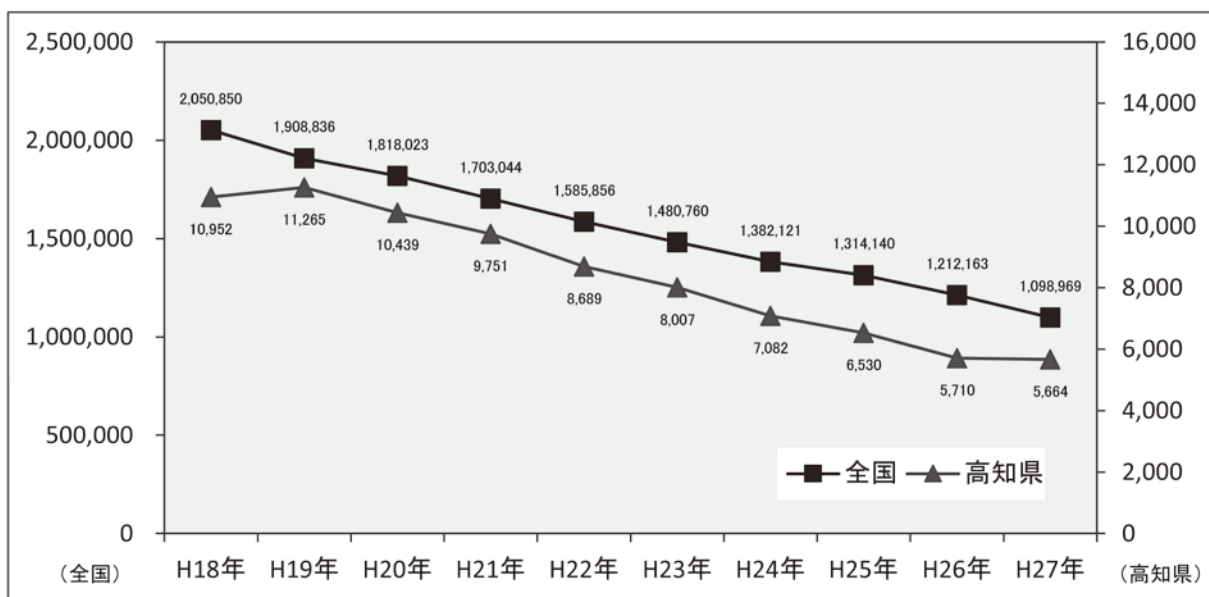
1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に8年連続して減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けています。

刑法犯の発生件数が減少した要因としては、自治体等の各機関、自主防犯活動団体等による防犯活動への取組や県民の防犯意識の向上によるところが大きいと考えられます。

図4 刑法犯発生件数の推移(10年間)



出典：高知県警察犯罪統計資料

表4 罪種別件数の推移

(単位：件)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
凶悪犯(殺人、強盗等)	32	16	36	32	27
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	283	327	280	246	223
窃盗犯	6,104	5,375	4,912	4,180	4,355
知能犯(詐欺、横領等)	285	237	230	264	174
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	61	45	57	35	26
その他	1,242	1,082	1,015	953	859

出典：高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

刑法犯発生件数のうち、子どもが被害者となる犯罪は、第2次計画策定時の平成23年と比較して減少しており、特に窃盗犯の被害が減ってきていることが大きな要因となっています。刑法犯全体に占める割合も、平成23年度以降減少傾向が続いており、平成27年には20%を切りました。

一方、高齢者が被害者となる犯罪は平成23年からの5年間で増減を繰り返しており、刑法犯全体に占める割合も増加傾向にあります。

高齢者を対象とした刑法犯のうち、特に発生件数の多い窃盗犯、知能犯の犯罪被害防止に向けた取組を推進する必要があります。

表5 子ども・高齢者の被害状況

(単位:件)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯発生件数		8,007	7,082	6,530	5,710	5,664
子ども	凶悪犯	2	1	3	5	3
	粗暴犯	82	88	76	62	41
	窃盗犯	1,728	1,322	1,208	1,021	963
	知能犯	0	5	0	2	1
	風俗犯	24	22	24	15	10
	その他の刑法犯	101	90	78	53	46
	計	1,937	1,528	1,389	1,158	1,064
	刑法犯に占める割合(%)	24.2%	21.6%	21.3%	20.3%	18.8%
高齢者	凶悪犯	7	2	6	4	6
	粗暴犯	28	27	19	17	25
	窃盗犯	484	609	632	525	613
	知能犯	21	79	42	67	54
	風俗犯	0	0	0	0	1
	その他の刑法犯	135	129	124	123	115
	計	675	846	823	736	814
	刑法犯に占める割合(%)	8.4%	11.9%	12.6%	12.9%	14.4%

出典:高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8}の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は、刑法犯の発生件数と同様に減少しています。しかし、刑法犯全体に占める割合は、常に約4割と高い数値で推移しており、中でも自転車盗や車上狙いなどの発生が多いことが特徴です。

表6 街頭犯罪等の推移

(単位:件)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯発生件数		8,007	7,082	6,530	5,710	5,664
侵入盗	空き巣	143	161	134	156	95
	忍込み	65	115	60	70	117
	居空き	14	29	26	19	14
乗り物盗	自動車盗	32	18	35	5	15
	オートバイ盗	320	253	224	146	119
	自転車盗	2,212	1,736	1,667	1,486	1,486
非侵入盗	ひったくり	40	14	18	10	7
	車上狙い	520	540	436	306	291
	自動販売機狙い	48	58	39	43	95
わいせつ	強制わいせつ	33	31	24	21	15
計		3,427	2,955	2,663	2,262	2,254
刑法犯に占める割合(%)		43%	42%	41%	40%	40%

出典:高知県警察犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等…県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪である

(1) 道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい

(2) 家屋などに侵入して行われる空き巣、忍込み、居空きのことをいいます。

(4) 侵入盗(空き巣^{※9}・忍込み^{※10}・居空き^{※11})の被害状況(平成27年中)

平成27年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み、居空きの被害は、その多くが鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無締り以外では、合鍵を使ったものや窓ガラスなどを壊して侵入されているものもあります。

そのため、外出時の確実な戸締りや防犯性の高い住宅機器の普及を進めることが必要です。

表7 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成27年中)

(単位:件)

		一戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗の種別	空き巣	71	8	16	95
	忍込み	89	14	14	117
	居空き	8	3	3	14
侵入状況	施錠開け	3	1	2	6
	ドア錠破り	1	0	0	1
	ガラス破り	29	1	2	32
	無締り	124	21	27	172
	その他	11	2	2	15
	計	168	25	33	226

出典:高知県警察犯罪統計資料

※9 空き巣…家人等が不在の住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※10 忍込み…夜間、家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※11 居空き…家人等が在宅し、屋敷、食事等をしているすきに住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況(平成27年中)

平成27年中に発生した乗り物盗や車上ねらいの被害は、自動車盗や自転車盗、車上ねらいの70%以上が鍵を掛けていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性が高いことから、県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけるような取組が必要となります。

表8 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況(平成27年中) (単位:件)

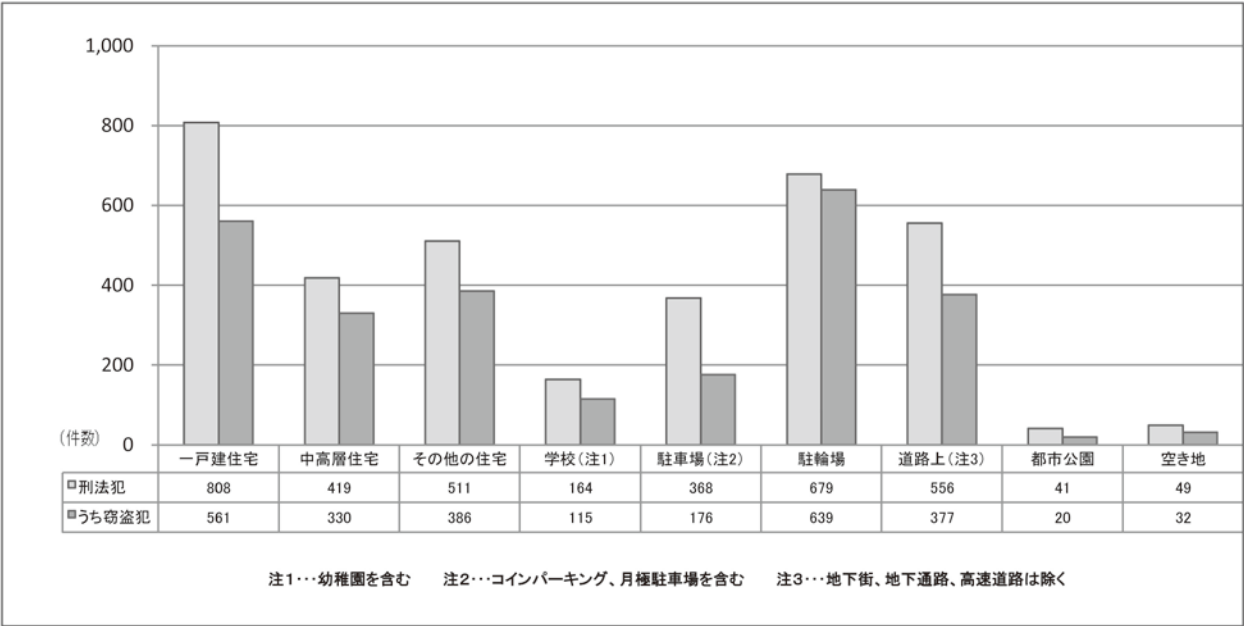
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	15	2	13	86.7%
オートバイ盗	119	89	30	25.2%
自転車盗	1,486	394	1,092	73.5%
車上ねらい	291	48	243	83.5%
計	1,911	533	1,378	72.1%

出典:高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別発生状況(平成27年中)

平成27年中の刑法犯は、全体の29.9%が駐車(輪)場、道路、公園、空き地といった公共の場所で、全体の30.7%が住宅で発生していました。

図5 刑法犯の場所別発生状況(平成27年中)



出典:高知県警察犯罪統計資料

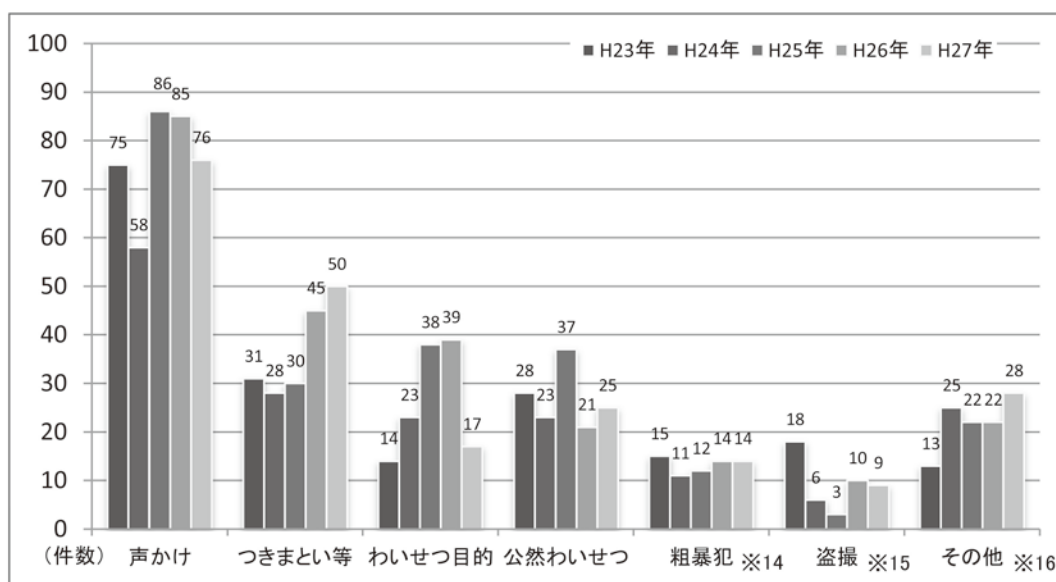
(7) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案等は、過去5年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい等」※12、「わいせつ目的」※13の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

また、対象別では、小学生に対する発生が多い傾向にあります。

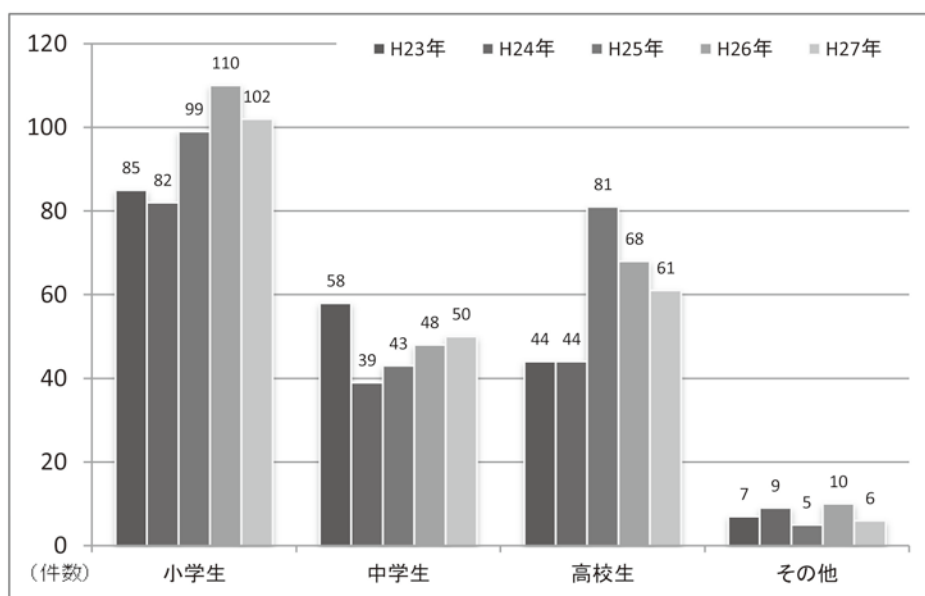
発生時間帯別では、登校時よりも下校時が多くなっており、下校時の見守り活動の重要性が認められます。

図6 声かけ事案等の発生状況の推移(5年間)



出典: 高知県警察少年女性安全対策課調べ

図7 対象別件数



出典: 高知県警察少年女性安全対策課調べ

※12 つきまとい等…つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張りなどをいいます。

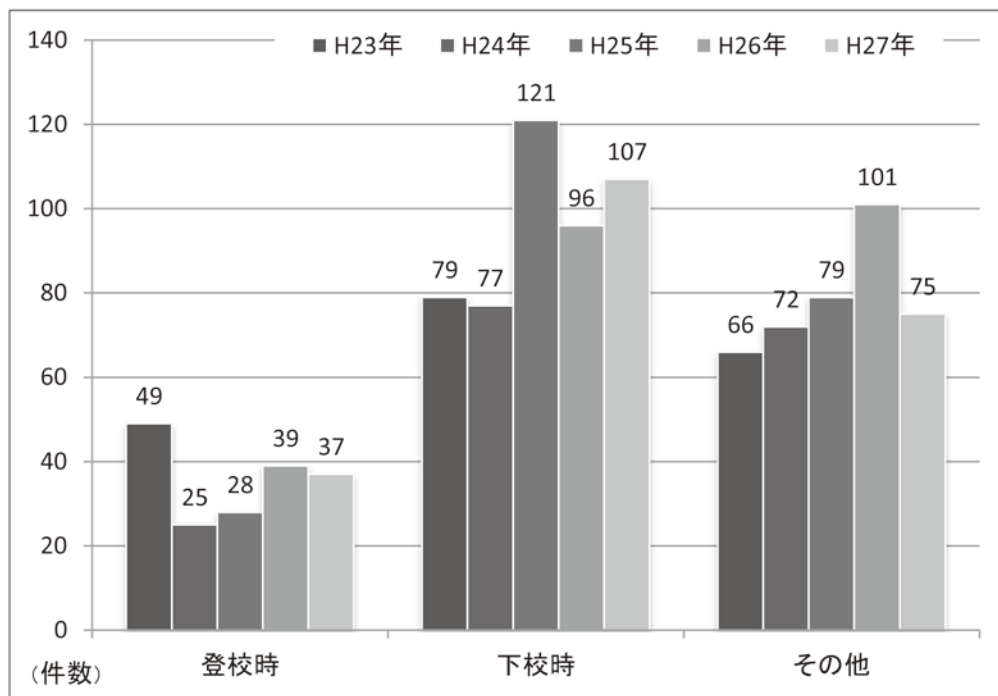
※13 わいせつ目的…誘い込み、卑猥な言動、覗き見などをいいます。

※14 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいいます。

※15 盗撮…「下着等の撮影」又は「通常衣服を着けない場所における盗撮」として判断したものをいいます。

※16 その他…その他の性犯罪の前兆と見られる行為をいいます。

図8 発生時間帯別件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

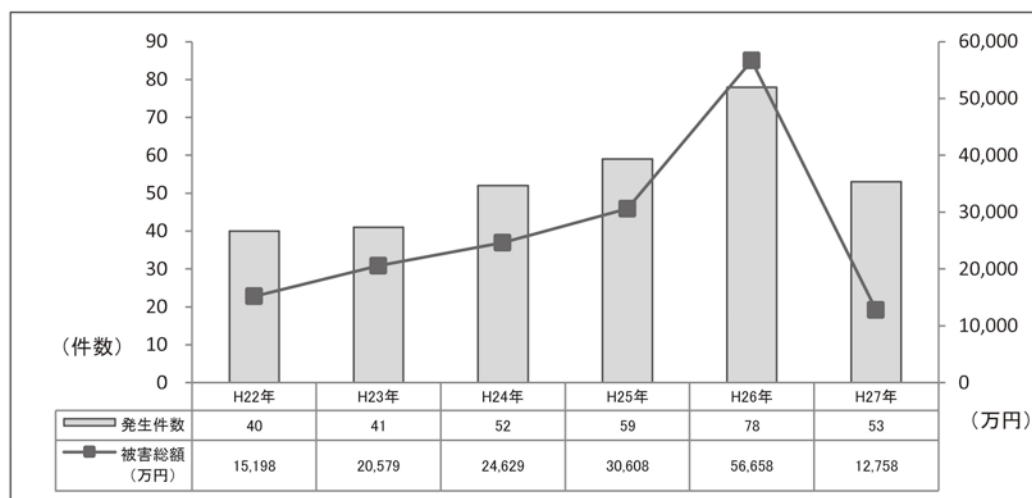
(8) 特殊詐欺^{※17}の発生状況

特殊詐欺の発生は、平成22年から平成26年にかけて、発生件数、被害総額とも増加していましたが、平成27年には発生件数、被害総額とも減少しています。

特に、平成27年は、発生件数は平成24年とほぼ同数であるものの、被害総額は平成24年の約半額に減少しています。

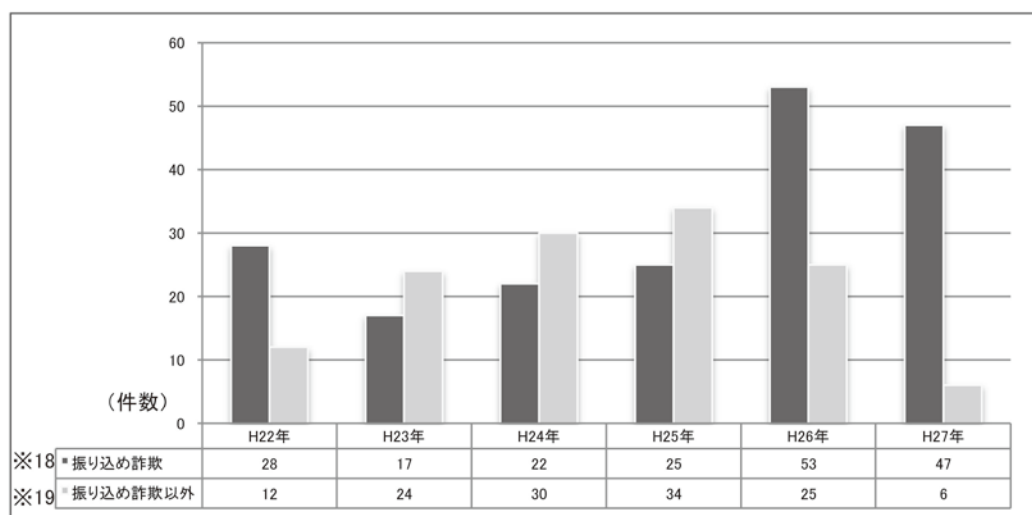
ただ、被害総額は1億円超と高額であることは変わりがないうえ、次から次へと新しい手口が編み出され、1回の被害金額も高額になる傾向も変わっておりませんので、今後も引き続き被害に遭わないような取組を行う必要があります。

図9 特殊詐欺の発生状況



出典: 高知県警察捜査二課調べ

図10 種別発生状況



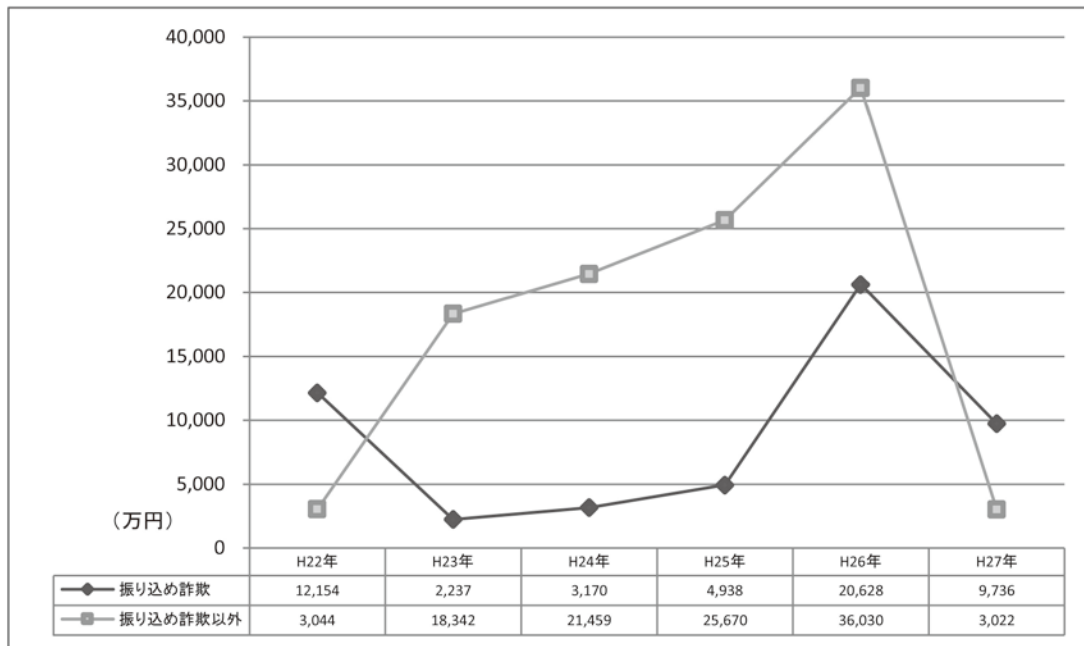
出典: 高知県警察捜査二課調べ

※17 特殊詐欺…被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)のことをいい、振り込み詐欺と振り込み詐欺以外の詐欺の総称です。

※18 振り込み詐欺…オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺の総称です。

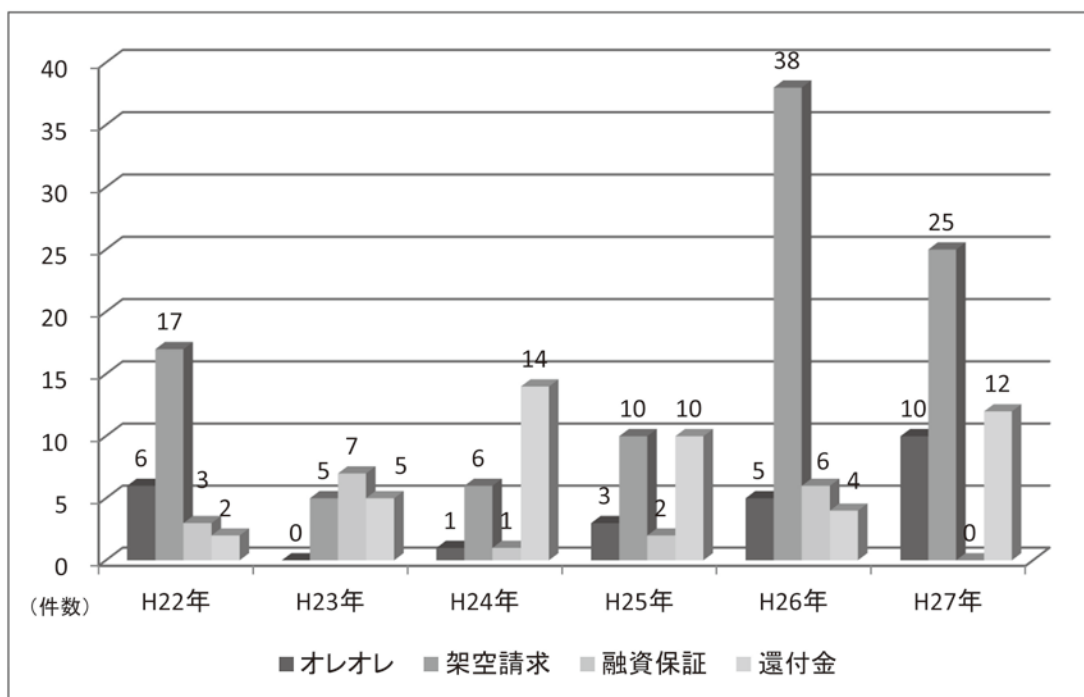
※19 振り込み詐欺以外…金融商品取引、ギャンブル必勝法情報提供、異性との交際斡旋等の名目詐欺などをいいます。

図11 種別被害総額



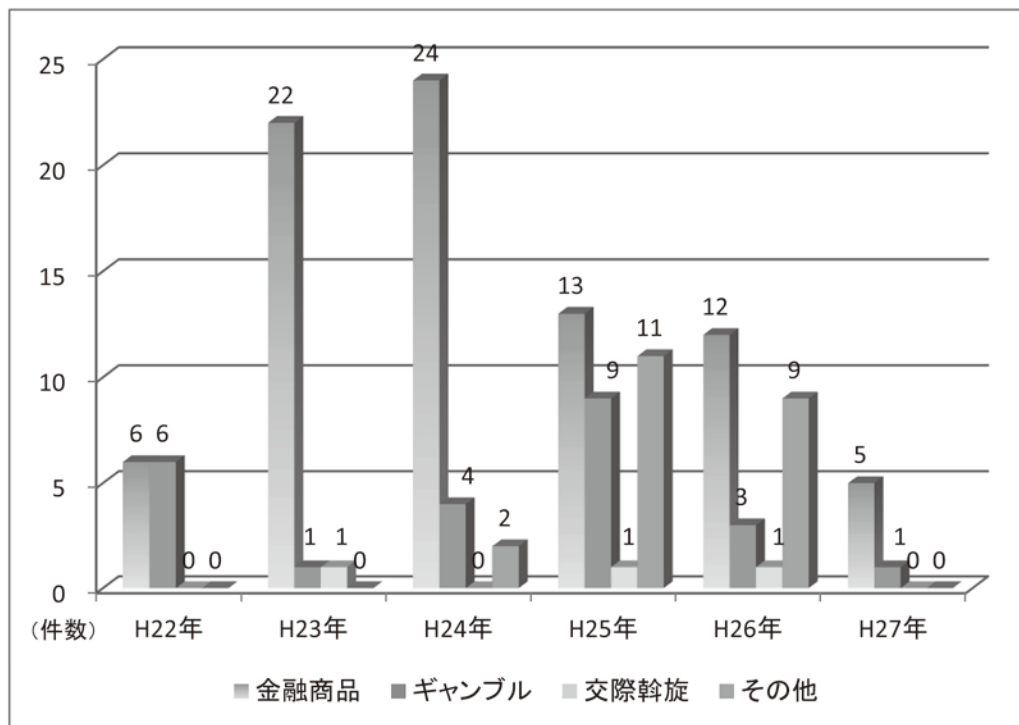
出典:高知県警察捜査二課調べ

図12 振り込め詐欺手口別発生状況



出典:高知県警察捜査二課調べ

図13 振り込め詐欺以外手口別発生状況



出典:高知県警察捜査二課調べ

(9) DV^{※20}・虐待事案

ア 配偶者等からの暴力（DV）の相談等状況

高知県女性相談支援センター^{※21}に寄せられるDV相談の件数は、平成23年度から26年度までは減少していましたが、平成27年度は微増となっています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の6～8割を占めています。

DVは、被害者のみならず、DVを目撃する子どもにも大きな影響を与え、暴力の連鎖を生むと言われていることから、行政や関係機関、民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

表9 DV相談の受理状況

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	1,524	1,453	1,289	1,196	1,209
うちDVの相談	579	532	419	389	411
一時保護の実施	82	87	35	44	42
うちDVによるもの	61	67	27	27	31

出典:高知県女性相談支援センター資料

イ 児童虐待の相談・通報状況

平成27年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は、515件で、そのうち379件が後の調査で虐待と認定されています。

虐待の種別は、心理的虐待^{※22}が176件と一番多く、次いで身体的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待という結果でした。なお、虐待者別では、実母が149件と一番多く、次いで実父、実父以外の父親の順でした。

児童虐待と認定した件数は、平成26年度の235件より144件増加し、虐待相談件数の統計を取り始めた平成12年度以降で最多となりました。

虐待は、それを受けた児童に身体的、心理的に大きな影響を与えるものであり、生命をも奪いかねないことから、通告や相談を受けてからの素早く的確な対応が求められます。

※20 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者(事実婚を含む)や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力をいいます。

※21 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく要保護女子の転落の未然防止と保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

※22 心理的虐待…著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為などをいいます。

表10 児童虐待の発生状況(平成27年度)

虐待の種別	児童虐待相談受付件数		515件
	うち虐待と認定した件数		379件
	身体的虐待		114件(30.1%)
	ネグレクト(育児放棄)		84件(22.2%)
	心理的虐待		176件(46.4%)
	性的虐待		5件(1.3%)

出典: 高知県児童相談所資料

ウ 高齢者虐待の相談・通報状況

平成26年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、養介護施設従事者によるものは22件で、そのうち虐待事実が確認されたのは6件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が191件で、前年と比べて64件増加し、また虐待事実が確認されたのは84件と前年から29件増加しています。

虐待の種別では、身体的虐待が一番多く、また養護者による虐待では、身体的虐待や介護等放棄、心理的虐待、経済的虐待^{※23}ともに前年より増加しています。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、また潜在的なケースも多いと考えられることから、行政や関係機関、地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表11 高齢者虐待の発生状況(平成26年度)

(単位: 件)

		養介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		平成26年度	(前年比)	平成26年度	(前年比)
相談・通報件数		22	+3	191	+64
虐待の事実が認められた件数		6	+3	84	+29
虐待の種別	身体的虐待	3	0	52	+9
	介護等放棄	1	+1	25	+16
	心理的虐待	5	+3	33	+8
	性的虐待	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	27	+12

出典: 高知県高齢者福祉課資料

※23 経済的虐待・・・年金、預金等を勝手に使ったり、財産を無断で売却したりすること。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなどの行為をいいます。

エ 障害者虐待の相談・通報・届出状況

平成27年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待相談・通報・届出件数は20件でした。このうち虐待の事実が認められた件数は13件でした。また、養護者による相談・通報・届出件数は34件で、虐待の事実が認められたものは7件でした。

平成26年度から相談・通報・届出件数や虐待の事実が認められた件数はともに増えており、障害者虐待の防止に向けて行政や関係機関、地域住民と連携し継続的に取り組む必要があります。

表12 障害者虐待の対応状況等

		障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		養護者による 障害者虐待	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報・届出件数		7件	20件	30件	34件
虐待の事実が認められた件数		1件	13件	8件	7件
虐待の 種別	身体的虐待	0件	4件	5件	4件
	性的虐待	1件	1件	0件	0件
	心理的虐待	0件	1件	1件	3件
	放棄・放置	0件	3件	1件	1件
	経済的虐待	0件	5件	2件	2件

出典：高知県障害保健福祉課資料

(10) 少年の非行状況

犯罪少年（刑法）・触法少年（刑法）の検挙・補導人員は減少傾向にありましたが、平成27年は前年比8人の増加となり、県内の少年人口が年々減少するなか、下げ止まりの状態となっています。

また、本県の非行率^{※24}については、全国の非行率よりも高い状態が続いています。

検挙・補導人員の内訳を見てもみると、犯罪少年の検挙人員は減少しているものの、触法少年の補導人員は平成27年に増加しており、少年非行の低年齢化が危惧される状況にあります。このため、地域で活動する防犯ボランティアを始め、教育関係機関や警察、県が引き続き連携して、少年非行対策に取り組む必要があります。

※24 非行率・・・少年人口1,000人あたりに占める検挙・補導少年の割合をいいます。

表13 刑法犯少年^{※25}の検挙・非行率の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
犯罪少年(刑法) (人)	621	565	404	253	249
触法少年(刑法) (人)	232	144	114	103	115
合計 (人)	853	709	518	356	364
本県の非行率 (%)	8.53	7.23	5.45	5.24	5.49
全国の非行率 (%)	5.39	4.54	4.02	5.03	4.11
非行率の全国順位	1位	2位	5位	13位	6位

出典:高知県警察少年女性安全対策課調べ

2 第2次計画の目標数値と状況確認指標

第2次計画では

- 重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※26}による自主的な活動を促進する」
- 重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- 重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- 重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- 重点目標5 「南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

という5つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「目標数値」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「目標数値」の状況

平成28年3月末現在において目標として掲げた「目標数値」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
あんしんFメール ^{※27} 登録者数	15,000名	12,130名	80.9%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、平成28年3月末の登録者数は12,130名(達成率80.9%)でした。

※25 刑法犯少年…刑法に定められた罪を犯した犯罪少年(14歳以上20歳未満の少年)及び刑法に触れる行為をした触法少年(14歳未満の少年)をいいます。

※26 地域活動団体…自治体、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。

※27 あんしんFメール…警察が把握した子どもに不安を与える声かけやつきまといなどのいわゆる不審者情報やひったくり、路上でのわいせつ行為などの身近な犯罪情報を登録者の携帯電話にメールで提供するものです。

あんしんFメールの登録者数は、緩やかながら増加しており、引き続き登録者の加入を促すよう広報等による働きかけを継続していく必要があります。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※28} の活動内容等の公表件数	100件	55件	55.0%
青色回転灯装備車両 ^{※29} 運行団体数	130団体	88団体	67.7%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表
- ・ 青色回転灯装備車両運行団体の拡充

などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、平成28年3月末で55件（達成率55.0%）と目標の達成には至っていません。防犯活動団体の活動状況の把握が十分でないことが課題であり、今後団体等が開催する各種会議に積極的に参加するなど、連携を強化していく必要があります。

また、「青色回転灯装備車両運行団体の拡充」では、青色回転灯装備車両の運行台数等を数値目標に掲げて取り組みましたが、運行団体となるための要件があること等から、団体数は大きく増加せず、目標の達成には至りませんでした。（達成率67.7%）

※28 防犯活動団体…地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動などの犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

※29 青色回転灯装備車両…警察本部長から、「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる」との証明を受けた団体が、運輸局長から道路運送車両法に定める保安基準の緩和認定を受け、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに使用する車両をいいます。

ウ 「学校等^{※30}における児童等^{※31}の安全を確保する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実 績
危機管理マニュアル ^{※32} の策定率		
◎公立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎私立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎保育所、私立幼稚園、認定子ども園	100%	96.0%
学校の安全点検の実施率		
◎公立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎私立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	72.0%
◎保育所、私立幼稚園、認定子ども園	100%	98.3%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・学校の安全点検

などの取組を実施しました。

「危機管理マニュアルの策定」では、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、保育所、私立幼稚園、認定子ども園でも96.0%まで達成しました。今後は、未策定の保育所等には策定を要請していくとともに、実態や想定内容に応じてマニュアルの点検や見直し、強化を図ることが必要です。

「学校の安全点検の実施」では、公立の小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、また保育所、私立幼稚園、認定子ども園では98.3%と概ね達成しました。しかし、私立の小学校、中学校、高等学校においては、年度によっては安全点検を実施していない学校があるため、学校訪問等を通じて実施を要請していくことが必要です。

※30 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む)、放課後子どもプラン推進事業等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※31 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※32 危機管理マニュアル…正式名称は、学校保健安全法に規定されている「危険等発生時対処要領」です。児童生徒等の安全確保を図るため、危険等発生時において、学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順が定められています。

エ 「通学路等^{※33}における児童等の安全を確保する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実 績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率（小学校のみ）	100.0%	100.0%
通学路の安全点検の実施率（小学校のみ）		
◎公立小学校	100.0%	95.0%
◎私立小学校	100.0%	0.0%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

スクールガード・リーダー^{※34}の委嘱が国の事業から補助金事業へ変更となったため、リーダーの委嘱を取りやめる市町村もあり、スクールガード・リーダーの人員は減少しましたが、研修会などを通じた見守り活動実施の働きかけにより、「地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率」は、100%を達成しました。

しかし、スクールガードの設置やその取組内容も学校や地域によってばらつきがあります。今後は、学校や地域のボランティア団体との連携を更に強化して、校内外の安全確保に関する取組の充実を図っていくことが大切です。

「通学路の安全点検」については、公立小学校では県警等と連携を図り点検を実施した結果、95.0%と概ね達成できました。一方、私立小学校では、児童が広範囲から通学するという特性から保護者等と連携して実施することが難しく、目標が達成できませんでした。

子どもに対する声かけ事案は小学生が多いという現状から、今後も学校と保護者、地域住民、関係機関がお互いに連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※33 通学路等・・・児童等の通園または通学などの用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※34 スクールガード・リーダー・・・「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱され地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア（スクールガード）に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成23年3月末時点	平成28年3月末現在
設立または活動を支援した防犯活動団体数	28団体(累計)	29団体(累計)
若い世代による地域活動団体数	6団体	7団体
シンボルマーク及び標語の利用団体数	32団体	42団体
地域における推進体制設置数	160団体	243団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数	23件(累計)	37件(累計)
防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数	380件	384件
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、(H27～)認定こども園	282/424校 8/18校 225/299園	249/387校 3/18校 252/297園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、(H27～)認定こども園	132/424校 6/18校 224/299園	105/387校 9/18校 226/297園
安全マップ ^{※35} の作成校数 ①公立小学校 ②私立小学校	133/213校 0/1校	81/196校 0/1校

※35 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険個所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「子ども110番のいえ」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。
マップの作成作業を通じて、作成者が危険予測能力、危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

取組内容	平成23年3月末時点	平成28年3月末現在
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数	273件	630件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数	6.5%	25.0%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数	左： 360.912km 右： 419.949km	左： 380.908km 右： 436.214km
道路照明灯 ^{※36} の設置基数	15,476基(累計)	16,193基(累計)
ロードボランティア ^{※37} の登録団体数	583団体 10,646人	654団体 11,548人
地域に委託している道路維持(草刈り等)	29市町村 1,634.30km	29市町村 1,127.73km
建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数	【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用 108件(累計) 戸建住宅用 327件(累計) 【認定長期優良住宅認定時(県)】 215件(累計)	【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用 30件(累計) 戸建住宅用 628件(累計) 【認定長期優良住宅認定時(県)】 218件(累計)
深夜スーパーにおける防犯設備の整備率	防犯ベル配備 85% カラーボール ^{※38} 配備 90%	防犯ベル配備 83.0% カラーボール配備 87.7%

- ※36 道路照明灯…道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。
- ※37 ロードボランティア…道路の美化や清掃、緑化などのボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人クラブ、婦人会、学校、企業などの団体や個人で、申請により土木事務所長が認定しているものをいいます。
- ※38 カラーボール…蛍光塗料の液体が入ったプラスチック製のボールをいいます。逃走する犯人の足元や車両にめがけて投げつけ、当たると割れて塗料が付着し、重要な証拠や逃走経路などを特定できる利点があります。

「状況確認指標」に設定したこれらの取組を全体的に見ると、第2次推進計画の策定時から、大きくは増加していません。

特に、子どもの安全を確保する取組については、小学校における防犯教室の開催率が低いことや、安全マップの作成校数の減少など、課題が残りました。

事業者、地域活動団体と締結した協定等数は増加し、安全安心のネットワーク（地域の見守り活動）が広がりました。

高齢者を対象とする防犯教室の開催については、地域安全協議会等と連携し、防犯教室を開催することにより、被害防止活動につながりました。

建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布については、継続的に取り組むことで、住宅の防犯指針の周知を図ることができました。

第3 第3次計画における重要な取組

第2次計画では5つの重点目標を定め、これに基づく様々な取組を行ってきました。その結果、本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は、毎年過去最少を更新し続けています。

その一方で、子どもに対する声かけ事案等の発生件数は増加していますし、刑法犯全体に占める高齢者の割合の増加や高齢者等を狙った特殊詐欺の被害も後を絶たないなど多くの課題も残っています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことや被害に遭うかもしれないと不安になる場所として多くの人がインターネット空間をあげているといった新たな課題もでてきました。このため、第3次計画では、第2次計画の基本的な枠組みは継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した取組を実施していきます。

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

安全安心な地域社会を築くためには、地域の皆さんすべてが顔見知りとなり、ともに支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

第2次計画では、県民の防犯意識を高め、県民等の自主的な活動を促進するため、安全安心まちづくりひろばの開催、安全安心まちづくり推進会議等の開催や安全安心まちづくりポスターの募集、ラジオ放送による広報、各種広報紙の配布等の各種広報啓発や幅広い世代の防犯活動の参画促進に取り組んできました。

世論調査によると、7割以上の人が、本県は治安が良く安全で安心して暮らせる県だ、と回答しています。一方で、「地域の支え合いの力が弱まっている」と回答した人は、全体の45.7%でした。今後、少子高齢化が進んでいくなかで、安全安心な高知県を維持、向上していくためには、県民の自主防犯意識の醸成や防犯活動員の高齢化、後継者不足が課題となっています。

また、平成27年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み等の被害の多くは、鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されており、鍵かけの必要性の啓発が課題です。

第3次計画では、地域活動団体等の活動の活性化を図るため、防犯活動におけるリーダーの養成、ボランティア活動参加者の増加に取り組むことが必要です。

また、県民一人ひとりが自主防犯に関心を持ち、自主的な防犯活動が促進されるように、引き続き鍵かけの励行や見守り活動等の広報啓発や情報提供などに取り組むことが必要です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県など行政の力だけでは困難であり、県民や事業者、地域活動団体と行政がともに手を取り、安全で安心なまちづくりの取組を行っていくことが大切です。

第2次計画では、高知県安全安心まちづくり推進会議等の会議の開催や安全安心まちづくりニュース等の各種広報紙の配布等に取り組み、平成20年1月に設立した高知県安全安心まちづくり推進会議では、当初33団体・個人であった構成員が、平成27年度末時点で、87団体・個人まで増加しました。

また、事業者・地域活動団体への支援や働きかけ等の取組により、事業者・地域活動団体と締結した協定等(地域見守り活動、安全安心まちづくり等)の数が、平成22年度末時点の23件から、平

成27年末時点では37件まで増加しました。

中山間地域における連携や支え合いの仕組みである集落活動センターは、平成27年度末時点で26地区設立され、地域における安全安心につながる仕組みが広がりつつあります。

しかし、市町村や地域活動団体との連携強化による推進体制の活動の活性化や少子高齢化が進む中山間地域におけるさらなる人材確保といった課題も残っています。また、平成27年度高知県警察県民世論調査では、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、路上に次いで多くの人がインターネット空間を挙げています。

さらに、暴力団は企業活動を装ったり、公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっています。

第3次計画では、県民運動として取り組むための仕組みづくりや日常生活の場におけるネットワークづくりにより、県民、事業者等の連携が促進されるよう、引き続き広報啓発や地域における推進体制の活動支援などに取り組むことが必要です。

また、中山間地域における人材育成の取組が必要です。

サイバー空間^{※39}における被害から県民を守るため、情報提供や人材確保の取組が必要です。

暴力団を許さない社会づくりを進めるため、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組むことが必要です。

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

子どもや高齢者などを犯罪から守るためには、県民や事業者、地域活動団体等と行政が一体となった取組が重要です。

第2次計画では、各種広報啓発の取組や学校における防犯講習会の実施、地域活動団体による通学路の安全パトロールにより、子ども等の安全を確保する取組が進みました。

また、放課後児童クラブ^{※40}や民生委員・児童委員^{※41}への支援、各種研修会の実施により、子どもたちを健やかに育てる取組が進みました。女性対象の防犯教室やDV対策の各種講演会の実施、高齢者安全教室の実施により、高齢者や女性等の安全確保につながりました。

しかし、県内の刑法犯の発生件数は減少しているものの、子どもに対する声かけやつきまとい等の発生件数は依然として多く、また潜在性の高いと言われる児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。また、女性相談支援センターが行った一時保護のうち、DVを理由とするものが、全体の約7割を占めており、また若者のデートDVに対する意識が低いことが課題です。

特殊詐欺の被害については、年間の被害総額は1億円超が続いており、特に高齢者の被害が多くなっていることが課題です。

少年の非行率については、減少傾向にあるものの全国平均値より高く、また非行の低年齢化が危惧されます。

※39 サイバー空間…「情報通信技術を用いて情報がやり取りされる、インターネットその他の仮想的な空間」といいます。

(情報セキュリティ政策会議発行「国民を守る情報セキュリティ戦略」)

※40 放課後児童クラブ…児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等の適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図ります。

※41 民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

第3次計画では、引き続き広報啓発や見守り活動を促進することに加え、子どもの安全を確保する人材の確保や若者へのDV教育の推進に取り組むことが必要です。また、特殊詐欺の被害を防ぐため、特に高齢者の見守り活動に取り組むことが必要です。

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てている者が近寄りにくい、あるいは犯罪をやめようと思わせるような地域をつくることが大切であり、こうした生活環境の整備を促進していく必要があります。

第2次計画では、各種会議の開催や広報紙の配布等により「犯罪の防止に配慮した道路等^{※42}の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を行いました。

また、道路ボランティア団体による道路美化作業（ゴミ拾い等）や道路照明の設置の取組、街頭防犯カメラ等設置補助金による防犯カメラの設置の取組により、犯罪の防止に配慮した道路等の普及につながりました。金融機関^{※43}や深夜スーパーでの強盗対応訓練の実施により、犯罪の防止に配慮した店舗等の普及につながりました。

しかし、県警察の統計では、平成27年中の刑法犯のうち約4割が、道路や駐車場、公園などの公共の場所や住宅といった身近な場所で発生する街頭犯罪等です。

また、強盗対応訓練の実施について、店舗により取組に差があることや「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」のリーフレットの周知が十分でないことが課題です。

第3次計画では、引き続き「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に取り組むことが必要です。また、公共の場所における防犯カメラの設置促進や深夜小売店舗^{※44}との連携強化により、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備に取り組むことが必要です。

5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

ひとたび大規模災害が発生すると、災害に乗じて無人となった民家や商店を狙う侵入盗が増加することが予想されるため、災害が発生した後も、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯の取組を行う必要があります。

第2次計画では、市町村が作成する防災復興等の計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけました。また、市町村担当者会や自主防災組織の研修会において、大規模災害時の防犯の視点の重要性を周知する等、市町村や自主防災組織による防犯対策を支援してきました。

しかし、地域性（都市部、中山間など）に応じた防犯対策の推進や防災・防犯の意識が低い地域への啓発等の課題も残っています。

第3次計画では、引き続き市町村や防犯活動団体等への支援に引き続き取り組むとともに、防犯の視点を反映した取組を広く普及させることが必要です。また、自主防災組織等の研修会の実施を通じて、日頃の防犯活動への参画を働きかけることが必要です。

※42 道路等…道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

※43 金融機関…銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

※44 深夜小売店舗…午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

第3章 計画の目標及び基本的な方向

第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本的方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

2 基本的方策

◎重点目標1の基本的方策

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ・ 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

◎重点目標2の基本的方策

- ・ 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ・ 日常の生活の場におけるネットワークをつくる
- ・ サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

◎重点目標3の基本的方策

- ・ 学校等における児童等の安全を確保する
- ・ 通学路等における児童等の安全を確保する
- ・ 子どもの安全を確保する
- ・ 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- ・ 観光旅行者等の安全を確保する

◎重点目標４の基本的方策

- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場および駐輪場を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

◎重点目標５の基本的方策

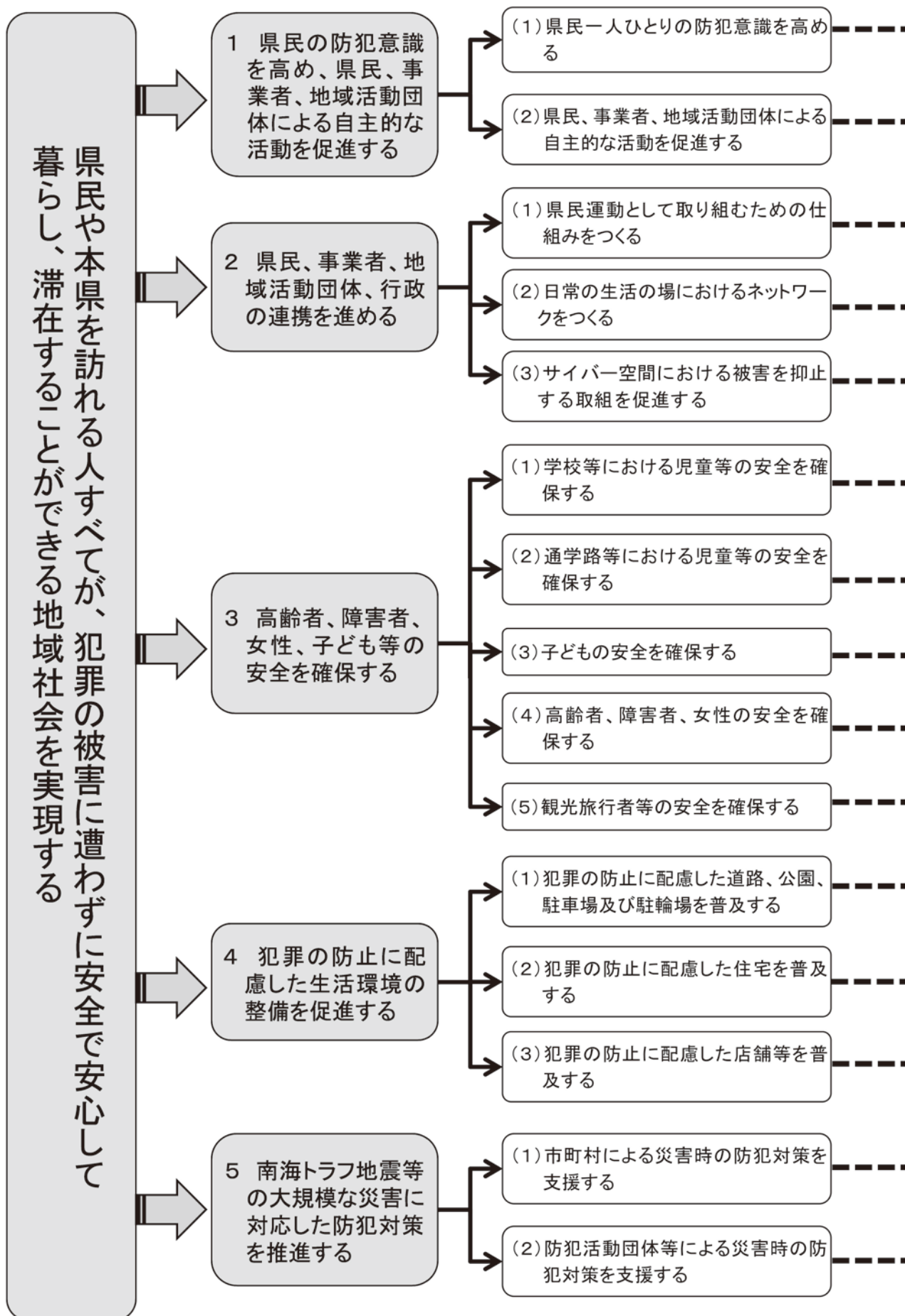
- ・ 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- ・ 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

3 取組体系

【基本目標】

【重点目標】

【基本的方策】



【具体的な取組事項】

- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供
- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進 (3)防犯活動団体に対する支援
(4)防犯活動を担うリーダーの育成 (5)事業者による活動の促進
(6)高齢者による活動の促進 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進
- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)全県的な推進体制の強化
(3)地域における推進体制づくりに対する支援 (4)市町村に対する支援
(5)暴力団を許さない社会づくりに対する支援
- ➡ (1)ネットワークづくり
- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進
(3)サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成
- ➡ (1)学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)学校等の安全確保体制づくりの促進
(3)学校等における児童等の見守り活動等の推進 (4)児童等への安全教育の充実
(5)防犯環境整備の促進
- ➡ (1)通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 (3)通学路等の環境整備の促進
- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)子どもたちを健やかに育てる取組
- ➡ (1)広報・啓発の充実 (2)高齢者の見守り活動の推進
(3)障害者の見守り活動の推進 (4)女性の犯罪被害回避に関する取組
- ➡ (1)安全情報の提供 (2)従業員等に対する防犯教育の促進
- ➡ (1)犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知
(2)犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
(3)防犯カメラの設置の促進
- ➡ (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知
(2)住宅の安全に関する情報の提供 (3)公営住宅の指針に基づく整備
- ➡ (1)金融機関に対する啓発 (2)深夜小売店舗に対する啓発
- ➡ (1)地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
(2)地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発
(3)発生前の備え及び発生後の対応への支援
- ➡ (1)防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
(2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

第4章 具体的な取組事項

※各取組の担当課は、それぞれの最後に()書きしています。

第1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針^{※45}などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報提供を行います。

(県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

① 広報紙等による情報の提供

県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」^{※46}や「交番・駐在所速報」^{※47}の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。

(県警地域課)

② 「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供

県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供（あんしんFメール）を行います。

(県警少年女性安全対策課)

※45 防犯上の指針…「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。

※46 ミニ広報紙…地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番、駐在所で、県民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。

※47 交番・駐在所速報…交番・駐在所から迅速に伝えたい地域安全情報を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示して情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報や迷子の手配などを内容としたものが多く、随時発行しています。

③ ホームページを活用した犯罪情報等の提供

県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。

(県警生活安全企画課)

④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供

夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。

(県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

⑤ 悪質商法等に関する情報の提供

公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求^{※48}、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法^{※49}に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。

(県県民生活・男女共同参画課)

2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(1) 広報・啓発の充実

① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。

(県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)



特殊詐欺被害防止の寸劇の様様



特殊詐欺被害防止のキャンペーンの様様

※48 架空請求…架空の有料サイト利用料金債権回収や裁判の取り下げを口実に、ダイレクトメールや電子メールを送付するなどして、お金をだまし取ろうとするものなどをいいます。

※49 悪質商法…虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施

毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動^{※50} 期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。

(県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施

交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。

(県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(2) 情報共有の促進

① 情報共有の機会の拡充

防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。

(県警生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動内容等の公表

防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。

(県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)



安全安心まちづくりひろばの様相

※50 全国地域安全運動・・・毎年10月11日から20日までの10日間、防犯協会や地域安全の関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げるとともに一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、全国で実施される地域安全活動をいいます。

(3) 防犯活動団体に対する支援

① 防犯活動団体の設立の支援

防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。

(県警生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動への支援

防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要となる物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。

(県警生活安全企画課)

(4) 防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。

(県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(5) 事業者による活動の促進

事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。

(県警生活安全企画課)



防犯活動団体によるパトロール



事業者による通学路の見守り活動

(6) 高齢者による活動の促進

① 老人クラブへの加入促進

元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動^{※51}や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。

(県高齢者福祉課)

② 老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実

老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。

(県警生活安全企画課)

(7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進

高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。

また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。

(県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

※51 友愛訪問活動…孤立しがちな一人暮らしの高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す活動をいいます。

第2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。

（県県民生活・男女共同参画課）

(2) 全県的な推進体制の強化

県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。

（県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課）

(3) 地域における推進体制づくりに対する支援

地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。

（県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課）



高知県安全安心まちづくり推進会議構成員による見守り活動

(4) 市町村に対する支援

市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。

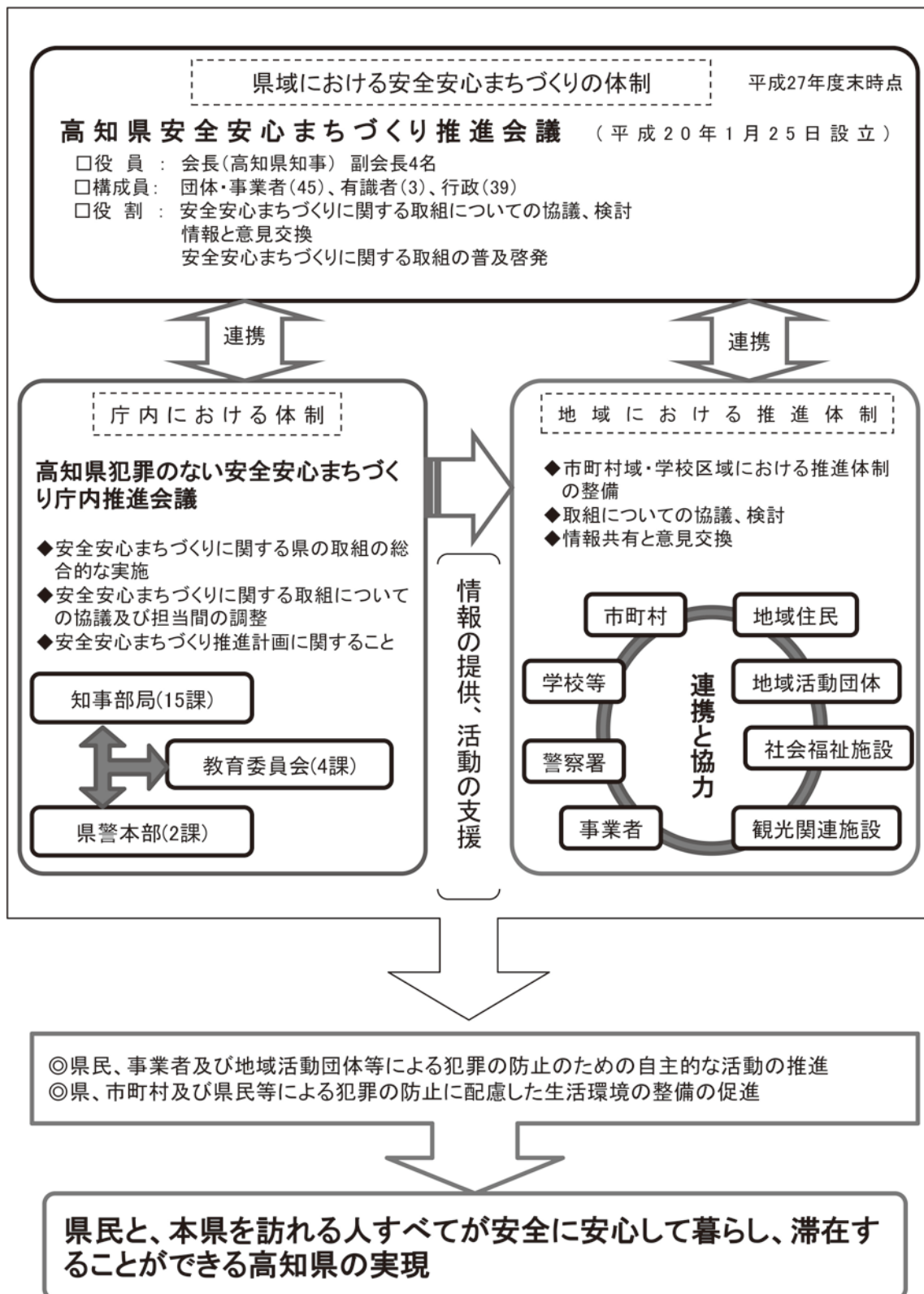
(県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

(5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援

暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。

(県警組織犯罪対策課)

《安全安心まちづくり推進体制のイメージ》



2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

(1) ネットワークづくり

① 地域における支え合いのネットワークの構築

地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう働きかけます。

(県地域福祉政策課)

② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落の維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

(県中山間地域対策課)

過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

(県地域福祉政策課)

③ 重層的なネットワークの構築

社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。

(県警生活安全企画課)



協定締結事業者による見守り活動

3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

(1) 広報・啓発の充実

あらゆる機会を通じ、パスワード、ＩＤ番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等身近な事例を通じたサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行うなど社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。

(県県民生活・男女共同参画課、県警警務課、県警生活環境課)

(2) 情報共有の促進

サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。

(県警警務課、県警生活環境課)

(3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成

産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。

(県警警務課、県警生活環境課)

第3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

1 学校等における児童等の安全を確保する

(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者^{※52}に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。

（県私学・大学支援課、県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委生涯学習課、
県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課）

(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進

① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進

各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持します。

（県私学・大学支援課）

学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。

また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）、児童発達支援事業^{※53}の関係施設、放課後子ども総合プラン推進事業^{※54}の関係施設の運営規定などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。

（県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、
県教委学校安全対策課）

② 不審者侵入防止訓練の実施の促進

教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。

（県私学・大学支援課、県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委生涯学習課、
県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課）

※52 学校等の設置・管理者…公立学校にあつては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあつては、設置者または学校法人などです。

※53 児童発達支援事業…児童福祉法に基づく児童福祉施設以外で、児童発達支援事業を行う関係施設をいいます。

※54 放課後子ども総合プラン推進事業…放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するための事業をいい、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の2つの事業があります。

(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進

学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行います。

(県私学・大学支援課)

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。

(県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委生涯学習課、県教委学校安全対策課)

(4) 児童等への安全教育の充実

① 防犯教室等の開催

学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。

(県私学・大学支援課、県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委幼保支援課、
県教委生涯学習課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

② 安全マップ作成の促進

児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。

(県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(5) 防犯環境整備の促進

学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。

(県私学・大学支援課、県障害保健福祉課、県児童家庭課、県教委生涯学習課、
県教委学校安全対策課)

2 通学路等における児童等の安全を確保する

(1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

(県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進

① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。

(県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

② 通学路等における声かけ運動の実施

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。

(県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課、県警少年女性安全対策課)

③ セーフティステーション^{※55} 活動の促進

「こども110番のいえ」^{※56}をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。

また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。

(県警生活安全企画課)

(3) 通学路等の環境整備の促進

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。

(県道路課、県公園下水道課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

※55 セーフティステーション…子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業する深夜スーパーなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点として運用する活動をいいます。

※56 こども110番のいえ…子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいいます。

3 子どもの安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。

(県県民生活・男女共同参画課、県教委学校安全対策課、県警生活安全企画課)

(2) 子どもたちを健やかに育てる取組

① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施

地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。

(県児童家庭課)

② 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用

虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるように取り組みます。

また、学校支援地域本部の設置及び活動内容の充実に向けPTAとの協力体制づくりを推進します。

(県地域福祉政策課、県児童家庭課、県教委生涯学習課、県教委人権教育課、
県教委小中学校課、県教委高等学校課、県教委特別支援教育課、
県警少年女性安全対策課)

③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施

児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、いじめ防止教室を実施するなど、啓発に取り組みます。

(県警少年女性安全対策課)

④ ルールや法を守る心を育てる取組の実施

子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。

(県教委幼保支援課、県警少年女性安全対策課)

⑤ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリング^{※57}の普及や情報に関するモラルの教育を行います。

(県教委人権教育課、県教委小中学校課、県教委高等学校課)

※57 フィルタリング…インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。

(県警少年女性安全対策課)

⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。

(県教委学校安全対策課、県警少年女性安全対策課)

⑦ 親の子育て力を高めるための支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。

(県児童家庭課、県教委幼保支援課、県警少年女性安全対策課)

⑧ 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進

学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

(県教委生涯学習課)

⑨ 高知県学校・警察連絡制度^{※58}の適正な運用による学校と警察、保護者、地域が連携した子どもへの支援

高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。

(県教委人権教育課、県教委小中学校課、県教委高等学校課、県教委特別支援教育課、
県警少年女性安全対策課)

※58 高知県学校・警察連絡制度・・・児童生徒の問題行動等に対し、教育委員会・学校、警察が問題の所在を相互に理解して連携を図り、子どもの健全育成に役立てるための制度をいいます。

4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

DV等の暴力を許さない気運を高めると同時に、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう啓発や相談窓口の周知を図ります。

また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。

(県県民生活・男女共同参画課)

地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。

(県高齢者福祉課)

(2) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施

高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。

(県県民生活・男女共同参画課)

地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防犯教室等を開催します。

(県警生活安全企画課)

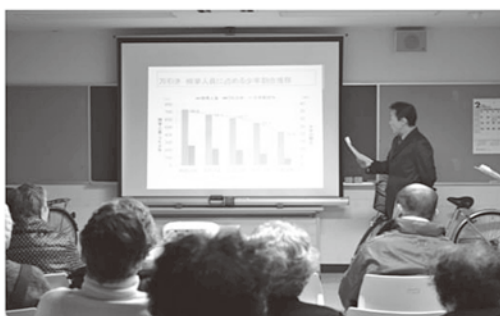
特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなど、情報の提供や啓発活動を行います。

(県警地域課)

② 地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援

地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

(県高齢者福祉課)



高齢者の防犯教室の様様

(3) 障害者の見守り活動の推進

① 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進

障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。

(県障害保健福祉課)

市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。

(県警生活安全企画課)

② 情報の提供

地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。

(県障害保健福祉課、県県民生活・男女共同参画課)

(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組

① 防犯教室等の実施

女性がちかんや暴行などから身を守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。

(県警生活安全企画課)

② 地域ぐるみの防犯活動の実施

事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。

(県警地域課)

③ DVの防止及び被害者の保護

「高知県DV被害者支援計画^{※59}」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。

(県県民生活・男女共同参画課、県警少年女性安全対策課)

※59 高知県DV被害者支援計画…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定されている、配偶者からの暴力とその被害者の保護に関する取組を総合的、体系的に実施するための県の計画をいいます。

5 観光旅行者等の安全を確保する

(1) 安全情報の提供

① 観光旅行者等に対する安全情報の提供

観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

(県警生活安全企画課)

② 外国人観光客に対する安全情報の提供

日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。

(県警警務課)

(2) 従業員等に対する防犯教育の促進

観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。

(県観光政策課)

第4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（県道路課、県都市計画課、県公園下水道課、県県民生活・男女共同参画課、
県警生活安全企画課）

(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。

（県道路課、県都市計画課、県公園下水道課）

(3) 防犯カメラの設置の促進

道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。

（県警生活安全企画課）

2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（県住宅課、県建築指導課、県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課）

(2) 住宅の安全に関する情報の提供

① 住宅の防犯対策についての情報の提供

既存住宅を含めた住宅性能表示※60の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。

(県住宅課、県警生活安全企画課)

② 防犯機器の情報の提供

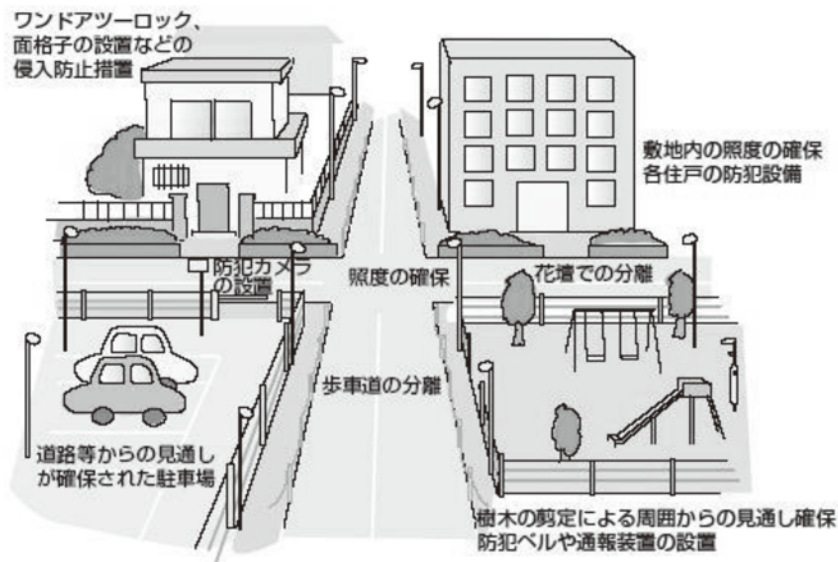
住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪防止に配慮した住宅の普及を図ります。

(県警生活安全企画課)

(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備

県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。

(県住宅課)



※60 住宅性能表示・・・平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度をいいます。

3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

(1) 金融機関に対する啓発

金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

(県警生活安全企画課)

(2) 深夜小売店舗に対する啓発

コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

(県警生活安全企画課)

第5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する (重点目標5)

1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映

大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。

(県南海トラフ地震対策課、県警生活安全企画課)

(2) 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発

市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防災の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。

(県県民生活・男女共同参画課)

(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援

市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。

また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブル等^{※61}に関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。

(県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

※61 生活上のトラブル等…治安やライフライン、健康などにかかわるデマ情報、避難所等における被災者間のもめ事、子どもの通園や通学、子育てなどに関する不安からくるトラブルなどをいいます。

2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援

防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。

また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。

(県南海トラフ地震対策課、県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。

また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。

(県南海トラフ地震対策課、県県民生活・男女共同参画課、県警生活安全企画課)

第5章 数値目標

第1 目標数値

重点目標及び取組項目	平成27年度	平成33年度
【重点目標1】…「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
あんしんFメール登録者数 (県警少年女性安全対策課)	12,130名	14,500名
防犯活動団体の活動内容等の公表件数 (県県民生活・男女共同参画課)	55件	100件
【重点目標3】…「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
危機管理マニュアルの策定率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課、③県教委幼保支援課)	100.0% 100.0% 96.0%	— — 100%
危機管理マニュアルの改訂率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課)	— —	100% 100%
学校の安全点検の実施率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課、③県教委幼保支援課)	100.0% 72.0% 98.3%	100% 100% 100%
地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率(小学校のみ) (県教委学校安全対策課)	100.0%	100%
通学路の安全点検の実施率 ①公立小学校 ②私立小学校 (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課)	95.0% 0.0%	100% 100%

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成22年度	平成27年度
【重点目標1】…「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
設立または活動を支援した防犯活動団体 (県警生活安全企画課)	28団体	29団体
若い世代による地域活動団体数 (県警生活安全企画課)	6団体	7団体
【重点目標2】…「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」		
シンボルマーク及び標語の利用団体数 (県県民生活・男女共同参画課)	32団体	42団体
地域における推進体制設置数 (県県民生活・男女共同参画課)	62団体	243団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数 (県県民生活・男女共同参画課)	23件	37件
高知県安全安心まちづくり推進会議構成員数 (県県民生活・男女共同参画課)	82 団体・個人	87 団体・個人
【重点目標3】…「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課、③県教委幼保支援課)	282/424校 8/18校 225/299園	249/387校 3/18校 252/297園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (①県教委学校安全対策課、②県私学・大学支援課、③県教委幼保支援課)	132/424校 6/18校 224/299園	105/287校 9/18校 226/297園
安全マップの作成校数(公立小学校のみ) (県教委学校安全対策課)	133/213校	81/196校
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数 (県警生活安全企画課)	273件	630件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者割合 (県観光政策課)	6.5%	25.0%

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成22年度	平成27年度
【重点目標4】・・・「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」		
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 (県道路課)	※62 左 : 360.912km 右 : 419.949km	左 : 380.908km 右 : 436.214km
道路照明灯の設置基数 (県道路課)	15,476基	16,193基
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 (県住宅課、県建築指導課、 県県民生活・男女共同参画課)	建築確認時(県・本庁) 共同住宅用 : 108件 戸建住宅用 : 327件 長期優良住宅認定時(県) 戸建住宅用 : 215件	建築確認時(県・本庁) 共同住宅用 : 30件 戸建住宅用 : 628件 長期優良住宅認定時(県) 戸建住宅用 : 218件

※62 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数における左・右・・・左とは、道路の起点から終点に向いて左側、右とは起点から終点に向いて右側を意味します。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

(平成19年3月23日条例第9号)

改正 平成19年10月16日条例第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 県民等による自主的な活動の促進等（第13条―第15条）

第3章 安全の確保等（第16条―第20条）

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮（第21条―第23条）

附則

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、生活の基盤となるものである。

私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育(はぐく)まれた温かい心と、日ごろの近所づきあいを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となって、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加している。

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、個人の自主性や基本的な人権が尊重される中で人と人との絆(きずな)を大切にして互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切である。

ここに、私たちは、住む人にとっても訪れる人にとっても安全で安心して暮らすことのできる、このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全安心まちづくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県が実施する取組の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、もって県民及び本県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行われなければならない。

2 犯罪のない安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

3 犯罪のない安全安心まちづくりは、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保に特に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し安全の確保に努めるとともに、県、市町村、県民、他の事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び他の地域活動団体が行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、第4条の犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組の実施に当たっては、市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図るものとする。

- 2 県は、市町村に対し、当該市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりについて県民等の理解を深め、防犯意識を高めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 県は、県民が自らの安全を確保し、又は事業者がその所有し、若しくは管理する施設及び事業活動に関し安全を確保することができるとともに、県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりを促進することができるよう、防犯対策に関する情報その他の必要な情報の提供等を行うものとする。

- 2 高知県公安委員会は、前項に定めるところにより適切かつ効果的に県民及び事業者が安全を確保することができるとともに、県民等が犯罪のない安全安心まちづくりを行うことができるよう、地域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力することができる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定等)

第12条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する基本的事項
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための方策に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、犯罪のない安全安心まちづくりを推進することに関し必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画の進ちょく状況等を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の促進等

(防犯活動団体の活動内容等の公表)

第13条 県は、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体（以下「防犯活動団体」という。）の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、その公表を行うものとする。

(防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援)

第14条 県は、防犯活動団体が犯罪のない安全安心まちづくりに当たって、自らの力で地域を守るという共通の理念を有する自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下この条において同じ。）と連携することができるよう、防犯活動団体及び自主防災組織に対し、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行うものとする。

(高齢者の参加に対する支援)

第15条 県は、地域活動の重要な担い手である高齢者が県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、高齢者及びその関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第16条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設等（以下「学校等」という。）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 県は、学校等の設置者等に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言等を行うものとする。

4 県及び学校等の設置者等は、連携して、児童等に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

5 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第17条 県は、児童等の通学、通園等の用に供されている道路又は児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」と総称する。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者等及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(子どもの安全の確保のための取組)

第18条 県、学校等の設置者等及び県民等は、連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第19条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮を要する者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第20条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

第21条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

第22条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第23条 銀行その他の金融機関及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業する小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日（平成19年規則第137号で、平成19年12月26日とする。）から施行する。

参考資料2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例 に基づく防犯指針

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、学校等（注1）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 不審者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防止するため、以下のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の施設から見通しが確保された門等、出入口を限定する。

(2) 門扉等の施錠等の措置

普段使用しない門扉等は、確実に施錠する。

(3) 出入者の把握

ア 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の門等への設置

イ 来訪者用の入口及び受付（事務室等）の明示並びに経路の表示

ウ 来訪者に対して受付における氏名等の記載（受付票等）及び来訪者証の着用の要請

エ 来訪者への積極的な声かけの励行

(4) 防犯設備等の設置と活用

警報装置（注2）、通報装置（注3）、通報システム（注4）、防犯カメラ等の防犯設備やさすまた、防犯スプレー等の防犯器具を設置し、効果的に活用する。

防犯カメラを設置する場合は、以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等の検討による適切な配置と管理体制の整備

- イ 設置区域内の見やすい場所への防犯カメラ作動中の明示をはじめとする個人のプライバシーに配慮した適切な運用
- (5) 教室、職員室等の配置等
 - ア 来訪者への対応や見通しの確保に配慮した教室、職員室、事務室等の配置の検討
 - イ 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、玄関と職員室等と連動したインターホンの設置
- (6) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による学校等の内外の巡視

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、以下のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、囲障、窓、出入口、外灯、附属建物、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置、通報装置、通報システム、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具

3 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し回避できる能力の育成のため、以下のような安全教育の充実に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「こども110番のいえ(注5)」等の緊急避難場所の周知
- (3) 「安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施
- (4) 児童等の防犯ブザー等の携帯と使用方法の周知

4 保護者、地域住民及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 学校等の内外における巡回協力
 - イ 学校等の活動における地域活動団体の協力
 - ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
 - エ 児童等へのあいさつ運動や声かけ運動
- (2) 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (4) 学校等の内外における巡視及び安全確保活動
- (5) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

5 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、警察、消防等の関係機関等と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検、評価
- (2) 教職員等の危機対応能力の向上を図るための指導、研修、訓練の実施
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校等の方法の決定
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員等の連携に基づく緊急体制（監視・侵入阻止・排除体制及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (5) 学校行事等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (6) 遠足等、施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (7) 学校等の内外における巡視
- (8) 安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (9) 近隣の学校等、警察、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (10) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「警報装置」とは、警報ベル、ブザー等をいう。

(注3)：「通報装置」とは、赤外線センサー、モニター付きインターホン等をいう。

(注4)：「通報システム」とは、校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等をいう。

(注5)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

通学路等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第17条第1項の規定に基づき、児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者及び当該通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を踏まえ、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 安全教育の充実

学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、相互に連携し、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険予測能力の育成のため、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
 - ア 誰もが入りやすく、犯罪が起きても気付きにくい駐車場等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道や廃屋・空き家等特に安全上注意を払うべき場所
 - ウ 落書きやゴミ等が散乱している場所
 - エ 交番、駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所
 - オ 「こども110番のいえ（注2）」等の緊急避難場所
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (3) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (4) 防犯ブザー等の使用方法の周知

2 学校等の設置者等による取組

学校等の設置者等は、児童等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による登下校時等における通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
 - ア 緊急時の警察等への通報及びパトロールの強化要請の方法
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等、登下校方法
 - ウ 保護者に対する連絡体制
 - エ 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制
 - オ 近隣の学校等との情報提供体制
 - カ 教職員等の役割分担
- (3) 児童等の防犯ブザー等の携帯
- (4) 登下校時等における門等での指導
- (5) 学習塾における児童等の通塾方法・経路の把握
- (6) 保護者との緊密な連絡体制の確立

3 児童等の保護者による取組

児童等の保護者は、児童等が犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」等防犯に関する各家庭でのルールづくりの促進
- (2) 買物等外出時を利用した児童等への自宅付近の危険箇所及び「こども110番のいえ」等の緊急避難場所、避難方法の教示
- (3) 入学時、新学期等に、児童等の通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの教示
- (4) 近所に対しての児童等の安全確保に関する依頼
- (5) 通塾・退塾時の可能な限りの保護者の付き添い。また、付き添うことが困難な場合の複数の児童等による集団通塾・退塾の指導

4 関係団体（PTA、自治会等）との連携

関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 登下校時等の巡回及び安全確保活動
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (3) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (4) 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報依頼
- (5) 警備業者や関係団体相互の連携強化
- (6) 児童等へのあいさつや声かけ運動、通学路等での見守り活動等の推進
- (7) 児童等との合同清掃活動等を利用した危険箇所の改善に向けた取組の実施

5 防犯活動団体との連携

特に地域で児童等の登下校時の見守り活動を行っている団体やタウンポリス(注3)、地域安全推進協議会(注4)等の防犯活動団体と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (2) 通学路等での見守り活動等の推進
- (3) 情報の共有化

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

(注3)：「タウンポリス」とは、地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

(注4)：「地域安全推進協議会」とは、地区地域安全協(議)会長と警察署長から委嘱された地域安全推進員により組織された団体をいい、構成員である地域安全推進員は、地域安全に関する情報の地域住民への伝達、地域住民の意見及び要望の取りまとめ等を行う地域住民との連絡拠点としての活動を行っている。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第21条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路等の関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望、その他防犯対策を講ずる必要性を検討して、推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者(注1)が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案し、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないよう設置すること。

イ 道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないよう地域住民やロードボランティア(注2)と協力して剪定作業等を行うこと。

(3) 照度の確保

道路照明(注3)や防犯灯等の照明設備は、夜間又は地下道等(注4)において、人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等、周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあっては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

2 公園

公園において発生するちかん行為や不審者による子どもへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しや照度を確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らないこと。

イ 囲障

囲障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵等を設置すること。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないこと。

(2) 照度の確保

夜間、通路として日常的に利用されている園路は、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

(3) 便所を設置する場合の配慮事項

ア 配置

園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。

(4) 防犯設備

見通しの確保ができない場所や便所等では、必要に応じて防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場（住宅の設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、フェンス、柵等による周囲との区分、見通しや照度の確保など、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分

駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分すること。

(2) 見通しの確保

- ・ 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保すること。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、また、屋外の駐車場についても必要に応じて防犯灯等により、地下又は屋内の駐車場の駐車用の供する部分の床面と同等の照度を確保すること。

(4) 管理体制の充実

必要に応じて、出入口には自動ゲート管理システムの設置や管理人の配置を行い、防犯カメラ等の防犯設備を設置して場内の状況等を把握すること。

(5) 盗難防止措置

駐輪場においては、必要に応じてチェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるよう盗難防止に有効な措置を講ずること。

(6) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報（注9）を実施すること。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等

道路等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進するとともに、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も適切に行うこと。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 配置等

(ア) 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(イ) 防犯カメラの画像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

(ウ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。

イ 個人のプライバシーの保護への配慮

(ア) 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示すること。

(イ) 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去すること。

(ウ) 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定すること。

(エ) 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行うこと。

(オ) 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供しないこと。

(カ) 道路等を設置し、又は管理する者は、適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めること。

- (注1):「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2):「ロードボランティア」とは、道路での美化や清掃、緑化等のボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人会、婦人会、学校、企業等の団体や個人で、申請により、土木事務所長が認定しているものをいう。
- (注3):「道路照明」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- (注4):「地下道等」とは、地下道のほか、ガード下等の人車が通行する道路をいう。
- (注5):「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注6):「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注7):「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注8):「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注9):「防犯のための広報」とは、自動車についてはカギ掛けや貴重品の車内の保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどのカギ掛けの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第22条第1項の規定に基づき、住宅（共同住宅及び一戸建住宅をいう。以下同じ）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅の新築又は改修に際し、住宅を建築しようとする者又は住宅の所有者若しくは管理者に対し、住宅の防犯性の向上に係る企画・設計・施設整備及び管理上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- ・ 共用玄関は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 道路等からの見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 共用玄関扉

- ・ 共用玄関には、扉を設置することが望ましく、扉は透明ガラス等を使用するなどし、扉の内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。
- ・ 居住者が来訪者を確認の上で解錠するオートロックシステム（注1）等を導入し、人の出入りが制限できる構造とし、共用玄関以外の共用出入口は自動施錠機能付き扉とすることが望ましい。

(ウ) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保できるものとする。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度（注3）を確保できるものとする。

- ・ 夜間においては、不審者の立入を威嚇し、居住者が帰宅時に周囲の様子を視認できるように、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付きライト（以下「センサーライト（注４）」という。）を設置することが望ましい。

イ 管理人室

- ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造又はこれらに近接した位置に配置する。
- ・ 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるような位置を考慮して設置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 郵便受箱

- ・ 郵便受箱は、施錠可能なものとする。
- ・ 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（注５）等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

オ エレベーター

(ア) 扉

かご及び昇降路の出入口の扉は、かご内の状況を外部から確認できる構造の窓を設置する。

(イ) 照明設備

かご内の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 防犯カメラ

かご内には、防犯カメラを設置する。

(エ) 非常の場合の外部通報・連絡方法

- ・ 非常時に備えて、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。
- ・ 押しボタン等は、誰もが利用しやすい位置を考慮して設置し、警報ブザーは、管理人室又は警備会社等、外部に通報できるものが望ましい。

カ 共用廊下、共用階段

(ア) 配置・構造等

- ・ 共用廊下、共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保された配置又は構造とすることが望ましい。

また、共用廊下又は共用階段が住戸のバルコニー等に近接する場合は、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。

- ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保され、また、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。

(イ) 照明設備

共用廊下、共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動が識別できる程度以上の明るさを確保できるものとする。

キ 駐車場、駐輪場

(ア) 配置等

- ・ 屋外に設置する場合は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等上方への足場とならない構造、形態、位置とする。
- ・ 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で外部から場内の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
- ・ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には管理者等が場内の状況を把握できるように防犯カメラを設置し、さらに見通しが悪く死角となる箇所にはミラーを設置する。

(イ) 門扉・シャッター

駐車場は、居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注6)等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

(ウ) 盗難防止措置

駐輪場は、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようにチェーン用バーラック(注7)又はサイクルラック(注8)等の盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。

(エ) 照明設備

駐車場、駐輪場には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注9)を確保することができる照明設備を設置する。

ク 児童遊園、広場、緑地、敷地内通路

(ア) 配置

児童遊園、広場、緑地、敷地内通路(以下「児童遊園等」という。)は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備

児童遊園等には、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することができる照明設備を設置する。

ケ 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう設置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

コ 屋上

- ・ 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。
- ・ 屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

サ ゴミ置き場

- ・ ゴミ置き場は、道路等から見通しが確保され、住棟等と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- ・ ゴミ置き場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置したものとするのが望ましい。

シ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

ス 防犯カメラ

(ア) 配置等

- ・ 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。
- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置するのが望ましい。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシーの保護への配慮

- ・ 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示する。
- ・ 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去する。
- ・ 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定する。
- ・ 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行う。
- ・ 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、居住者等に周知する。

(2) 専用（住戸）部分

ア 玄関

(ア) 配置・構造等

- ・ 扉は、防犯建物部品等（注10）の扉（枠を含む。以下同じ。）とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し（注11）等の侵入手口を防止するため、ガードプレート（注12）を設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないよう受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(イ) 錠等

- ・ 錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、面付箱錠、彫込箱錠等の破壊が困難なもので、ピッキング（注13）が困難な構造のシリンダーを有したものや、カム送り（注14）等の侵入手口を防ぐため、扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。
- ・ 主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

(ウ) ドアスコープ・ドアガード

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注15）等を設置し、錠の機能を補完するドアガード（注16）等を設置する。

(エ) インターホン・ドアホン

住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(オ) 照明設備

玄関及び勝手口等出入口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとし、夜間において不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子を確認できるように、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置することが望ましい。

イ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓

共用廊下に面する窓や接地階の外部に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

ウ バルコニー

(ア) 配置等

バルコニーは、縦樋、階段の手すり、駐車場、駐輪場、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路、共用廊下及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとすることが望ましい。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉、玄関戸等

ア 扉・戸の材質、構造

- ・ 扉の場合は、防犯建物部品等の扉とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、ガードプレートを設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉又は戸は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 引き戸の場合は、防犯建物部品等の引き戸とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されても手を差し込められないように、格子の間隔を小さいものとする。

イ 錠

錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。

エ インターホン・ドアホン

住戸玄関と外側との間の通話機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

オ 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置する。

(2) 窓

ア 1階部分の窓

1階部分の窓（バルコニー等に面する窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

(3) バルコニー

ア 配置等

バルコニーは、縦樋、車庫、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は車庫等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

イ 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。

(4) 車庫、自転車・オートバイ置き場

- ・ 車庫、自転車・オートバイ置き場は、道路又は居室の窓等から見通しが確保された配置・構造とする。
- ・ 居住者以外の出入りを制限するための施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。
- ・ 屋根を設ける場合には、住宅への侵入の足場とならないような配置・構造とする。

(5) 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

(6) 物置等

物置等は、道路等から見通しが確保され、住宅への侵入の足場とならないように配置する。

第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。

- (4) 屋外の設置物等の維持管理
屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。
- (5) 照明設備の点検整備
照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。
- (6) 可燃物等の除去
段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。
- (2) 管轄警察署との連携
防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

(注1)：「オートロックシステム」とは、共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注2)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)：「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰かわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注4)：「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注5)：「壁貫通型」とは、投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。

(注6)：「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。

(注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注9)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注10)：「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

- (注11)：「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手に入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、扉内側(室内側)の施解錠操作のつまみ(サムターン)を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注12)：「ガードプレート」とは、錠のデッドボルト(かんぬき)が見えないよう、扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー(板)をいう。
- (注13)：「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円筒)部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注14)：「カム送り」とは、特殊な工具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボトル(かんぬき)を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注15)：「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。
- (注16)：「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

参考資料3 高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職	備 考
植田 通子	高知県おもてなし県民会議副会長	副会長
岡本 圭美	社会福祉法人高知県知的障害者育成会常任理事	
刈谷 好孝	高知県小中学校校長会会長	
久保 博孝	高知県商工会連合会専務理事	
佐々木 香代子	高知県連合婦人会会長	
高橋 尚良	高知県タウンポリス連絡協議会会長	
谷脇 彰	公益社団法人高知県防犯協会専務理事	会 長
田村 智志	高知市地域コミュニティ推進課課長	
野島 利和	高知県小中学校PTA連合会会長	
前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会会長	
宮本 珠子	高知県地域安全アドバイザー連絡会代表	
山口 由貴	YCPK代表	
山中 千枝子	潮江東地区連合防災会事務局長	
山本 俊暢	公益財団法人高知県老人クラブ連合会副会長	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿

知事部局	南海トラフ地震対策課長、地域福祉政策課長、高齢者福祉課長 障害保健福祉課長、児童家庭課長、少子対策課長 私学・大学支援課長、県民生活・男女共同参画課長 中山間地域対策課長、観光政策課長、道路課長、都市計画課長 公園下水道課長、住宅課長、建築指導課長
教育委員会	幼保支援課長、生涯学習課長、人権教育課長、学校安全対策課長
警察本部	生活安全企画課長、少年女性安全対策課長

検討会及び庁内推進会議の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	平成28年 9月26日 10:00～	県民文化 ホール	第3次計画の策定スケジュール 第2次計画の取組結果報告 第3次計画の骨子案の検討
第2回	平成28年11月25日 10:00～	高知会館	第3次計画素案の検討 第3次計画の具体的な取組事項の検討
第3回	平成29年 3月14日 10:00～	職員能力 開発セン ター	第3次計画案の報告

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	平成28年 6月27日 14:30～	警察本部	平成27年度の取組結果報告 第3次計画策定の概要 第3次計画の策定スケジュール
第2回	平成28年 9月14日 10:00～	警察本部	第2次計画の取組結果報告 第3次計画の骨子案の検討
第3回	平成28年11月21日 14:00～	正庁 ホール	第3次計画素案の検討 第3次計画の具体的な取組事項の検討
第4回	平成29年 2月22日 10:00～	県立 文学館	第3次計画案の検討・決議

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画

発 行 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

事務局 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319（直通）

高知県教育委員会事務局 学校安全対策課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4533（直通）

高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110（代表）